

温故

第二十五号

須佐郷土史研究会

益田親施年譜



益田親庵公銅像（笠原神社）

はじめに

温故25号は益田親施年譜をとりあげました。これは萩藩の求めに応じて、須佐の益田家臣三名が編集して書き出し藩に提出したものです。親施の出生から生涯の履歴をできるだけ残らず一ツ書にして諸沙汰物写を添えています。文武の稽古の次第や役職などを益田丹下が責任者となり金子新蔵・山下少輔が実務担当を命じられ、慶応二年(1866)に編集されたものです。

慶応二年五月には須佐内訌事件で処罰されていた邑政堂の幹部達も許されて帰宅していますので(温故16号)、益田親施の功績も家臣達が記録するのにも遠慮が要らなくなった時のものと思われまます。

多くの文武の師についての記録の中に吉田大次郎(松陰)への兵学入門があり、親施の生涯へ大きな影響を与えたことが考えられます。馬術・弓術など若くして種々の文武の習得をし、藩の役職についている事など目につきます。

特に21歳で相模国御備場総奉行を引き受け、それを立派に果たしている事、23歳で御国役職(国家老)を受けて以来、毛利敬親公(藩主)に重く用いられ、度々種々の品を拝領していることから藩主の信頼を厚く受けていたことがわかります。

文久元年(1861)五月、公武合体論により藩主を補佐し京都で長州藩が政治の前面に立つて以来、親施は江戸と京都を往復して活躍するも、翌年五月には航海遠略策が却下、九月には攘夷の決定が朝議され、翌三年には下関で外国船砲撃が開始されます。

しかし禁裏にあつて尊皇攘夷派をリードしていた長州藩は八月十八日の政変によって突如御所の警衛を解かれ、官位剥奪の七卿とともに雨の中を都から追放されました。この時、在京の責任者のひとり親施でした(七卿落ち)。

その後、池田屋事件を契機に国許では藩論が沸騰し、在京の志士達も失地回復を図って活動が活発化している時、親施は藩命を受け兵を率いて上京します。

元治元年(1864)七月十九日早朝、それまで請願活動を続けていた長州藩に対して、京都を退却させるため幕府兵の出兵の報があり、長州藩は遂に御所に向かって兵を動かした。特に蛤御門の戦いは御所内に弾が撃ち込まれるまで緊迫した戦いになりましたが、会津・薩摩の兵に阻まれ敗退しました。

敗戦後、親施は須佐で謹慎していましたが、命により徳山に幽閉され、恭順派の勢力が強まる中で、軍令違反による切腹に追い込まれ32歳の若き生涯を終わります(元治元年十一月十二日)。慶応二年五月には罪を許されて笠松神社に祭られました。親施の生涯は幕末動乱期を懸命に生き抜き、藩に生涯を捧げた将に滅私奉公の誠を捧げた武士としての生き様であつたといえると思います。

終わりに、この冊子を刊行するに当たって東京部会からの限らない援助をいただいたことに深い感謝を申し上げます。なお、須佐古文書を読む会の皆さんも熱心に研究くださったことに敬意を払います。

不十分さや疑問の箇所もあるかと思いますが、皆様方のご指摘をいただいて、この刊行物を土台に一層研究が進みますようお願いしております。

平成24年6月末日

須佐郷土史研究会

凡例

- 一 原文を転記する際に旧字体を現代字に、平仮名・カタカナは現代がなに改め、明らかな誤字あるいは脱漏と認められる箇所には（ ）を用いて補正しました。また、判読不能文字は□としました。
- 二 註はページの末尾に掲げました。人名等は（ ）年号は〔 〕を用いました。
- 三 欠字は一字あけとしました。

目次

益田親施年譜・・・・・・・・・・	P 1
諸沙汰物写・・・・・・・・・・	P 33
補註・・・・・・・・・・	P 64

資料提供

益田親施年譜・諸沙汰物写（萩市大字須佐 伊藤清久氏）

補註（須佐郷土史研究会東京部会・須佐郷土史研究会）

表紙

益田親施年譜

益田親施年譜

P 1

御神本主殿 とのし

右此度御編輯懇御用有之候付本人

精治郎父益田右衛門介年譜早々調出候

様被仰付候事

但生死年月日を始一身へ当る

諸沙汰物写文武稽古の次第

註1 御神本(みかもと) 先祖が浜田に下向した時、使用した旧姓。

註2 益田右衛門 益田親施(始兼施、幾三郎、越中、彈正、右衛門介) 天保4年(1833)9・2(元治元年(1864)11・12)32才。

御神本主殿

右此度御編輯懇御用有之候付本人
精治郎父益田右衛門介年譜早々調出候
但生死年月日を始一身へ当る

益田親施(始兼施、幾三郎、越中、彈正、右衛門介) 天保4年(1833)9・2(元治元年(1864)11・12)32才。

平生の嗜好其外終身の履
歴の大概可成丈け不残様一ツ書
にして書出被仰付候事

右慶応元乙丑十一月従

公儀御沙汰相成候付書出被仰付候御年譜
左の通

大織冠鎌足公十七代苗裔従二位大納言
御神本國兼三十二代嫡孫玄蕃藤原元宣男
始兼施 幼名幾三郎

益田親施年譜

大織冠鎌足公十七代苗裔従二位大納言
御神本國兼三十二代嫡孫玄蕃藤原元宣男
始兼施 幼名幾三郎

親施

越中 弾正 右衛門介
母 祖父丹後房清女 元宣室
室 毛利藏主房輯女 離縁

註1 大織冠(たいしよくかん) 大化三年(647)の官位制で十三階の最高位の官位。669年藤原鎌足が死の直前与えられたのが唯一の例であるので鎌足個人をさす語ともなった。

註2 苗裔(ひょうえい) 遠い血統の子孫。

註3 嫡孫(ちやくそん) 嫡子の本妻の男子。

註4 藏主(そうす) 禅寺で経蔵を管理する役名。

次山内新右衛門 女離縁

慶應元乙丑五月九日
復旧姓御神本

精治郎

文久二壬戌正月九日生

母妾

慶應元乙丑三月十四日家督

武熊

元治元甲子七月十七日生

母同

- 一 天保四癸巳九月二日生
- 一 同十四癸卯正月十日仙波喜十郎へ馬術入門
- 一 同年同月小笠原次郎太郎へ礼式入門
- 一 同年同月横地長左衛門へ鎗(そう)やり術入門
- 一 同年同月栗屋欽四郎へ弓法入門
- 一 同年同月平岡弥三兵衛へ劍術入門
- 一 弘化三丙午(1846)六月十五日始て御目見(13歳)

P 4

次 山内新右衛門女 離縁

慶應元乙丑五月九日

復旧姓御神本 文久二壬戌(1862)正月九日生

精治郎

慶應元乙丑三月十四日家督

母妾

武熊 元治元甲子(1864)七月二十七日生(早世10歳)

母同

P 5

- 一 天保四癸巳(1833)九月二日生
- 一 同十四癸卯(1843)正月十日仙波喜十郎へ馬術入門(10歳)
- 一 同年同月小笠原次郎太郎へ礼式入門
- 一 同年同月横地長左衛門へ鎗(そう)やり術入門
- 一 同年同月栗屋欽四郎へ弓法入門
- 一 同年同月平岡弥三兵衛へ劍術入門
- 一 弘化三丙午(1846)六月十五日始て御目見(13歳)

註1 御目見(おめみえ) 藩主にお目にかかること。

一 同四丁未二月十八日採前髮稱兼施

一 嘉永二己酉三月兄越中親興死去

同年閏四月三日嫡子成の儀父元宣より御願

申出候処同月六日聞届相済(16歳)

一 同年閏四月十日父玄蕃元宣死去

一 同年同月二十一日家督未被 仰出候得共異変

の節奥阿武郡惣奉行として被差出儀も

一 同一年五月二十七日忌中御免にて登

城の上家督無相違被 仰渡

一 同年六月朔日異賊防禦に付奥阿武郡

惣奉行役被 仰付候段

御直に被 仰渡

一 同年同月十一日蔵田門之介へ馬術入門

一 同一年五月二十七日忌中御免にて登

P 6

一 同四丁未(1847)二月二十八日採前髮稱兼施(14歳)

一 嘉永二己酉(1849)三月兄越中親興死去に付

同年閏四月三日嫡子成の儀父元宣より御願

申出候処同月六日聞届相済(16歳)

一 同年閏四月十日父玄蕃元宣死去

一 同年同月二十一日家督未被 仰出候得共異変

の節奥阿武郡惣奉行として被差出儀も

註1 採前髮稱兼施(まきがみをとりにかねのぶとしようす) 元服して兼施といつた。

註2 兄越中親興 益田元宣長男(始兼興、熊次郎、越中) 文政12年(1829)〜嘉永2年。

註3 父玄蕃 益田元宣(右田毛利内匠就任五男。始兼宣、幾三郎、藏人、播磨、越中、刑部、

玄蕃)享和2年(1802)〜嘉永2年。48才。

P 7

可有之との儀御内達有之

一 同年五月二十七日忌中御免にて登

城の上家督無相違被 仰渡

一 同年六月朔日異賊防禦に付奥阿武郡

惣奉行役被 仰付候段

御直に被 仰渡

一 同年同月十一日蔵田門之介へ馬術入門

一 同月同日下家督後初の馬術

御名代相和

一 同月同日下吉田大次郎へ兵学入門

一 同月八日下御一字拝領並改名御願

被 仰出越中親施と改

一 同月九月下文武出精に付於

御前学的一部荒身御刀一腰拝領

P 8

一 同年同月二十一日家督後初て南明寺へ御名代相和

一 同年同月二十八日吉田大次郎(松陰)へ兵学入門

一 同年八月二十四日 御一字拝領並改名御願

被 仰出越中親施と改

一 同年九月九日文武出精に付於

御前学的一部荒身御刀一腰拝領

註1 出精(しゅつせい) 精を出して事に励むこと。

註2 学的(がくてき) 儒学書の一編の名。

註3 荒身(あらみ) 新身(あらた) 新しく作った刀。

P 9

但 御意書別紙に記之

一 同年十一月七日仙波喜間太へ軍馬入門

一 同三庚戌(1850)四月十日粟屋弾藏より伝授的並

書伝相濟(17歳)

一 同年五月二十三日登 城の上

御流儀の騎射入門

一 同年七月五日藏田門之介より馬術目錄伝授

註4 御流儀の騎射註 騎馬で行う射術。古代、5月5日朝廷で行われた馬弓や武家が行った

大追物(おおいもの)・笠懸・流鏑馬(やぶき)を騎射三物と呼ぶ。小笠原流、武田流などあるが、萩藩の御流儀は伴派(道雪派)。「五杖」は「五射六科」の「五科」(巻藁前、的前、遠矢前、差矢前、要前)の射法のことか? 巻末補註1, 2参照。

一 同月同日下家督後初の馬術

御名代相和

一 同月同日下吉田大次郎へ兵学入門

一 同月八日下御一字拝領並改名御願

被 仰出越中親施と改

一 同月九月下文武出精に付於

御前学的一部荒身御刀一腰拝領

但 御意書別紙に記之

一 同月十一月七日仙波喜間太へ軍馬入門

一 同三庚戌(1850)四月十日粟屋弾藏より伝授的並

書伝相濟

一 同月五月二十三日登 城の上

御流儀の騎射入門

一 同月七月五日藏田門之介より馬術目錄伝授

一 同年八月廿日神器陣入門被 仰付

一 同辛亥(1851)三月四日文武稽古抽で令出精尚

無怠出精仕候様 御直に 御意有之(18歳)

一 同年七月十一日大組物頭の惣頭役被

仰付候旨 御書奉書を以被 仰渡

一 同年十一月九日文武稽古抽令出精猶無怠

出精仕候様 御直に 御意有之

一 同年七月廿六日巡行(北浦)後

御書奉書を以被 仰渡

一 同年十月乃文武稽古抽と出精仕候意

出精仕候 御直に 御意有之

一 同五壬子(1852)閏二月

慶親公北浦御巡見として領分須佐をも

御通行に付同十七日須佐罷越(19歳)

一同月二十七日

慶親公須佐御着の上於

P 10

一 同年八月二十日神器陣入門被 仰付

一 同四辛亥(1851)三月四日文武稽古抽で令出精尚

無怠出精仕候様 御直に 御意有之(18歳)

一 同年七月十一日大組物頭の惣頭役被

仰付候旨 御書奉書を以被 仰渡

一 同年十一月九日文武稽古抽令出精猶無怠

出精仕候様 御直に 御意有之

註1 神器陣(じんきじん) 兵学的一種。

P 11

一 同年同月十五日粟屋弾藏より弓法目錄尚又

騎射八的の秘事伝授

一 同五壬子(1852)閏二月

慶親公北浦御巡見として領分須佐をも

御通行に付同十七日須佐罷越(19歳)

一同月二十七日

慶親公須佐御着の上於

註2 慶親公北浦御巡見 北浦手當(長門國日本海側の海岸。毛利慶親(13代萩藩主毛利敏親)

は嘉永5年閏2・26北浦の沿岸防備を巡視、3・2萩に帰城した。益田家は栗山翁輔に一件懸役を命じ、2・27(3・1の間領内を高山(下)江崎(下)須佐と案内した。

行本少藤の古物本洋類

一 一月十八日

行本少 至深き 思召の旨有之

行直筆の御掛地拝領

務窮理貴果断の六字

一 一月於武具蔵器械 御覽

一 三月二十一日相済帰萩

P 12

御前御鑑二百五十本拝領

一 同月二十八日

御前被 召出深き 思召の旨有之

御直筆の御掛地拝領

務窮理貴果断の六字

一 同日於武具蔵器械 御覽

一 三月二日右一件相済帰萩

註1 御鑑(おんかん) 矢がらの先端の鉄製の武器。

註2 務窮理貴果断の六字 実際は「務窮理而貴果断」の七文字。窮理(きゆうり) ↓物事の道理をおしきわめること。果断(かたん) ↓思い切つてするさま。

P 13

一 同年四月十一日氣分相に付大頭役御断申出

一月九日口先役在勤十月月

一 同年四月六日平岡弥三兵衛より新陰流劍法

目録伝授相済

一 同年七月七日於

行本少藤の古物本洋類

但 御意書別紙に記す

一 口年十月十八日登

概して後村拙多様を以て甲は豊島掛
伴領

一 口六至五月五増位

一 口年八月十日 江流儀後村拙多様
を以て 仰先

但 御書別紙に記之

一 口年九月十八日水邊より新陰流砲術
入

一 口年三月十日浦賀表御手當御用惣奉行
江流儀

但 御書別紙に記之

但 御書別紙に記之

一 口年十月十日平倉山より新陰流砲術

P 14

一 同年十二月二十八日登

城の上騎射拙で出精に付御内々御饗御掛
拝領

一 同六癸丑(1853) 四月十五日婚禮(20歳)

一 同年八月十九日 御流儀の騎射稽古出精

に付五杖 御免

但 御書別紙に記之

註1 御饗くつわ 馬の口に含ませる金具。

P 15

一 同年九月二十八日守永弥右衛門へ荻野流砲術入門

一 同年十二月十四日浦賀表御手當御用惣奉行

被 仰付来正月中参府の段

御書を以被 仰渡

但 御書奉書別紙に記之

一 同年同月二十四日平岡弥三兵衛より新陰流劍法

註2 浦賀表御手當御用惣奉行 嘉永6年から安政5年(1858)6・21まで、長州藩は西浦

賀から腰越八王子山に至る三浦郡、鎌倉郡39ヶ村(高5088石)の地西南海岸一帯の守衛
を命じられ、12・14 益田親施を浦賀表御手當御用惣奉行任命、砲台を築き外警に備えた。

親施は嘉永7・5・10出発した。P 12 註3参照。

註3 参府(さんぶ) 江戸に出府すること。

免状伝授

一 同七甲寅(1854)正月十日相模国御備場惣奉行にて出立二月二日着府(21歳)

一 同年二月十三日於

一 同年二月十三日於

御前此度亜船渡来に付毛利能登後役として御先手備惣奉行をも被 仰付候段

御直に被 仰渡

御直に被 仰渡

P 16

免状伝授

一 同七甲寅(1854)正月十日相模国御備場惣奉行にて出立二月二日着府(21歳)

一 同年二月十三日於

御前此度亜船渡来に付毛利能登後役として御先手備惣奉行をも被 仰付候段

御直に被 仰渡

註1 亜船(あせん) アメリカ船。

註2 毛利能登 一門厚狭毛利家。毛利元美(初元教、本之助、大隅、備前、能登、一格)。文化8年(1811)~明治8年(1885)。

P 17

一 同年同月十七日改名願の通被

仰出弾正と改

一 同年三月十六日於

御前御国御留守居役 御直に蒙 仰

一 同年同月二十二日於

御前今般相模国御備場惣奉行として

近々出張に付彼地の儀は御国中同様御政

奉令し 行奉

行自戴

仁 行奉別紙に記し

一 同年四月廿三日暇乞として出伺の上

行自以陣笠相衣為御相伴に御菓

子吸物頂戴

一 同年四月廿五日江府出立同二十六日相模国上

宮田村御陣屋へ引移地理研究のため

所々遠乗

一 同年四月二十七日藤沢駅迄

御用召にて相州御預所取締向諸事行

届候段 御直に 御意蒙 仰猶又相州

出張に付 御直筆御書渡物頂戴

但御書渡物別紙に記し

P 18

事向の 御黒印

御手自頂戴

但 御黒印別紙に記之

一 同年同月廿三日御暇乞として出伺の上

御手自御陣笠拝領尚御相伴にて御菓

子吸物頂戴

一 同年同月二十五日江府出立同二十六日相模国上

註1 御黒印(こくいん) 墨を用いて捺した印。將軍や大名が公文書に用いた。

註2 相模国(さがみのくに) 現在の神奈川県。相州。

P 19

宮田村御陣屋へ引移地理研究のため

所々遠乗

一 同年四月二十七日藤沢駅迄

御用召にて相州御預所取締向諸事行

届候段 御直に 御意蒙 仰猶又相州

出張に付 御直筆御書渡物頂戴

但御書渡物別紙に記之

一 同年七月二十七日郡司角(覺)之進より高嶋流砲術

伊授

一 同年十二月五日春御番手明に付二月下旬出足にて御国被差下の旨御沙汰有之

一 同年同月十二日相模国御備場惣奉行苦勞に被対銀百枚拝領

一 但御沙汰書別紙に記之

一 安政二乙卯(1855)正月十九日江戸上々様方へ御暇乞の御機嫌伺として出立翌二十日着府(22歳)

一 同年同月二十八日江府出立翌二十九日相州官田御陣屋へ着

P 20

一 同年三月十七日相模国出立四月二十日帰国

一 同年七月二十八日武田要平へ知新流水軍

一 伊授

一 同年三月十七日相模国出立四月二十日帰国

一 同年七月二十八日武田要平へ知新流水軍

一 同年七月二十八日武田要平へ知新流水軍

一 同年七月二十八日武田要平へ知新流水軍

P 21

一 安政二乙卯(1855)正月十九日江戸上々様方へ御暇乞の御機嫌伺として出立翌二十日着府(22歳)

一 同年同月二十八日江府出立翌二十九日相州官田御陣屋へ着

一 同年三月十七日相模国出立四月二十日帰国

一 同年七月二十八日武田要平へ知新流水軍

入門

一 同三丙辰(1856)四月朔日御国職役

御直に蒙 仰(23歳)

一 同年同月二十四日御国職役に付ての

御黒印頂戴

但 御黒印物別紙に記之

一 同日右同断に付窺の書面差出候処六月

御黒印頂戴

但 御黒印物別紙に記之

一 奉役已来賄賂請託等の弊風を禁し

君子を網羅し野に遺賢無らしむるを以て

意とす

一 同年五月二十七日当職役中異変の節

御城相詰候得共家来三分二方陣代相添

P 22

入門

一 同三丙辰(1856)四月朔日御国職役

御直に蒙 仰(23歳)

一 同年同月二十四日御国職役に付ての

御黒印頂戴

但 御黒印物別紙に記之

一 同日右同断に付窺の書面差出候処六月

註1 御国職役 当職、国家老。

P 23

九日御肩書を以 御黒印頂戴

但 御黒印物別紙に記之

一 奉役已来賄賂請託等の弊風を禁し

君子を網羅し野に遺賢無らしむるを以て

意とす

一 同年五月二十七日当職役中異変の節

御城相詰候得共家来三分二方陣代相添

註2 御肩書(かたがき) 氏名の右上に職名・居所などを書くこと。

註3 請託せいたく等の弊風(へいふう) 権勢のある人に頼み込む 悪い風俗、風習。

註4 遺賢(いけん) 用いられず野にいる優れた人。

註5 陣代(ぢんだい) 主将に代わって軍務を統べた役。

江戸幕場本多の御断書

但御沙汰書別紙に記之

一 口丁巳二月十五日氣分相に付御役御断申出

候付病氣御尋の 御意有之(24歳)

一 口月廿二日病氣御尋の 上使有之

一 口月廿三日氣分取繕登 城の上

御前被 召出御役御断申出候処被差留

P 24

御手当場所差出候様御沙汰有之

但御沙汰書別紙に記之

一 同四丁巳(1857)二月十五日氣分相に付御役御断申出

候付病氣御尋の 御意有之(24歳)

一 同月二十二日病氣御尋の 上使有之

一 同月二十三日氣分取繕登 城の上

御前被 召出御役御断申出候処被差留

P 25

候旨 御直に被 仰渡

一 同月二十八日登 城の上御上下様拝領

一 同年三月二十日仙波三郎兵衛より八條流軍馬

免状

一 同年四月二十六日再婚

一 同年同月二十八日於

御前御三所物御銀子拝領

一 口年四月二十八日再婚

一 口年四月二十八日於

御前御三所物御銀子拝領

註1 三所物(みどころもの) 刀劍の付属品である目貫(めぬき)、筭(うがひ)、小柄(こぶさ)の

三種を言う。江戸時代、刀装中の重要な金具として同じ意匠を同一作者に作らせて、揃いとして尊重した。後藤祐乘らのものが名高い。

但御意書別紙に記之

一 同五戊午(1858)四月七日銀二百枚拝領(26歳)

但御意書別紙に記之

一 右拝領銀に付御役功も無之身柄殊に非常

御仕組中の儀御賞美の儀は恐入候付同日

書面を以御断申出候処五月十四日又々

思召を以拝領被 仰付

P 26

但 御意書別紙に記之

一 同五戊午(1858)四月七日銀二百枚拝領(26歳)

但 御意書別紙に記之

一 右拝領銀に付御役功も無之身柄殊に非常

御仕組中の儀御賞美の儀は恐入候付同日

書面を以御断申出候処五月十四日又々

思召を以拝領被 仰付

註1 賞美(しょうび) ほめたたえること。

P 27

但御沙汰書別紙に記之

一 同年六月十八日御役御断申出候処同二十六日

是迄の御役被差替江戸当役(江戸家老被

仰付候段 御直に被 仰渡

一 同年八月朔日転役被成御祝御相伴にて御

吸物御酒御盃頂戴御刀拝領

一 同六己未(1859)三月五日御参府御供にて出立(26歳)

但御沙汰書別紙に記之

一 同年六月十八日御役御断申出候処同二十六日

是迄の御役被差替江戸当役(江戸家老被

仰付候段 御直に被 仰渡

一 同年八月朔日転役被成御祝御相伴にて御

吸物御酒御盃頂戴御刀拝領

一 同六己未(1859)三月五日御参府御供にて出立(26歳)

一 山口山口御茶屋にて御野羽織拝領
 一 同年四月五日着府
 一 同年九月十五日御野合召御小袴格別の
 思召を以拝領
 一 当御番手中高嶋流銃隊御取開に付躬
 行勉強尔来大に行れ今日の盛に至る
 同年十一月五日御兩國御安堵の
 一 野羽織(のぼり) 旅行などに着た打製(ぶつき)羽織。
 一 野合召(のあひめし) 野戦で着るもの。野合↓戦で両軍が平地で出会うこと。
 一 小袴(こばかま) 裾に細いへりをとった野袴(のばかま)
 一 躬行(きょうこう) 自ら実践すること。

P 28

- 一 同月六日山口御茶屋にて御野羽織拝領
- 一 同年四月五日着府
- 一 同年九月十五日御野合召御小袴格別の
思召を以拝領
- 一 当御番手中高嶋流銃隊御取開に付躬
行勉強尔来大に行れ今日の盛に至る
- 一 同年十一月五日御兩國御安堵の

一 名譽御手中高嶋流銃隊御取開
 行勉強尔来大に行れ今日の盛に至る
 一 同年十月五日御兩國御安堵の

P 29

一 御朱印御頂戴に付下地 御判物寺社
 奉行松平対馬守殿御引受相成候節持
 参の御使者被 仰付候段
 御直に蒙 仰所勤
 一 同年十二月二十六日 御昇進被成御祝御三
 所物並御掛物三幅対尚又御上下拝領
 一 万延元庚申(1860)三月二十三日(27歳)
 一 為延元庚申二月二十日

註5 御朱印(ごしゅいん) 武將が公文書に花押の代りに用いた朱肉の印。

御前被 召出去十月 御城御本丸

焼失に付御金納一件不容易心配にて無

滞被為濟候付被成御祝緒綾十卷拝領

一 同年御金納一件に付御銀子拝領

但御沙汰書別紙に記之

一 同年四月二十六日御供にて江戸出立六月十一日

帰国

P 30

御前被 召出御役断出の趣無余儀筋にも

城仕候様との御事にて

一 同月二十七日深き 思召有之気分取繕登

一 同月二十三日病氣御尋の 上使被 仰付

一 同月十七日氣分相に付演説書を以御役御断

一 申出病氣御尋の 御意有之

一 同年六月十三日御歩行初に付御肴拝領

P 31

註1

緒綾(じみあせ) 薄い絹の料線模様の織物。

註2 御金納(ごきんのう) 本丸再建工事費の一部として金一万八千両を献納した。

一 同年六月十一日 江戸初御肴拝領

一 同月十七日病氣御尋の 御意有之

一 同月二十三日病氣御尋の 上使被 仰付

一 同月二十七日深き 思召有之気分取繕登

一 城仕候様との御事にて

一 同月二十三日病氣御尋の 上使被 仰付

一 同月十七日氣分相に付演説書を以御役御断

一 申出病氣御尋の 御意有之

正 思召候得共只今被差替候様無之被差

留候旨 御直に被 仰渡

一 同年八月御内々御馬拝領

但御沙汰書別紙に記之

一 同年十二月十五日御煤除御規式に付被成御祝

御肴拝領

一 同年同月二十九日於

御前高嶋流指揮の御鞭拝領

文久改元

一 同二辛酉正月十八日気分相に付御尋の

御意有之(28歳)

一 同月二十四日病氣御尋の 上使被 仰付

一 同年四月四日南海岸御巡見御供にて出立

同十四日山口湯田へ帰着

一 同月二十八日兼て蒙 仰候付徳地宰判順(巡)

註 同二辛酉 文久二年は壬戌(1862年)、辛酉(1861年)は元年。筆者の誤り。

一 口月大少並家 仰付徳地宰判

口月山口湯田へ帰着

一 口年四月四日南海岸御巡見御供にて出立

一 口月大少並家 仰付徳地宰判

口月山口湯田へ帰着

一 口年正月十八日気分相に付御尋の

御意有之(28歳)

一 同月二十四日病氣御尋の 上使被 仰付

一 同年四月四日南海岸御巡見御供にて出立

口月山口湯田へ帰着

一 口年十二月十五日御煤除御規式に付被成御祝

但御沙汰書別紙に記之

一 同年八月御内々御馬拝領

留候旨 御直に被 仰渡

正 思召候得共只今被差替候様無之被差

五月山口湯田出立五月六日山口帰着

同日より御供にて三田尻籠越同十一日帰秋

一 同年五月二十八日於

御前先達御巡在中遂苦勞候付御

小袴一夏御羽織地一拝領被 仰付

一 同年六月九日右同断に付為御心付金三十

五両御内々拝領被 仰付

一 同年八月二日於西ノ浜内輪家来中高嶋

流調練 御覽に付指揮

御直に 御意有之

一 同年西ノ浜にて大隊指揮被 仰付候節

御胸腹御小袴拝領

一 同年九月八日登 城の上大嶋布一反頂

戴被 仰付

P 34

在として山口湯田出立五月六日山口帰着

同日より御供にて三田尻籠越同十一日帰秋

一 同年五月二十八日於

御前先達御巡在中遂苦勞候付御

小袴一夏御羽織地一拝領被 仰付

一 同年六月九日右同断に付為御心付金三十

五両御内々拝領被 仰付

P 35

一 同年八月二日於西ノ浜内輪家来中高嶋

流調練 御覽に付指揮

御直に 御意有之

一 同年西ノ浜にて大隊指揮被 仰付候節

御胸腹御小袴拝領

一 同年九月八日登 城の上大嶋布一反頂

戴被 仰付

註1 胸腹(どうぶく) 武士が羽織着として用いた腰までの短い服。襟の折れない羽織。

一 同年十月十日伊予府伊予供三郎高直
 北山口御野合召御羽織拝領十一月十三日着
 府

一 同年十月十五日殿上先般於福川
 年 行穰程を以て奉告人宛傳よ
 馬を晒御上下地於

日本丸

一 同年十月十五日伊予府幕使松平
 重直を以て奉告人宛傳

一 同年十月十七日伊予府幕使松平
 重直を以て奉告人宛傳

一 同年十月十九日於江府乘輿 御免
 一 同年十月十九日

美奈雅使御婚程を以て奉告人宛傳

P 36

一 同年同月十六日御参府御供にて出立同十七日
 於山口御野合召御羽織拝領十一月十三日着
 府

一 同年十一月二十七日出 殿の上先般於福川
 駅 御機嫌相の節不容易心配仕候との
 儀にて太晒御上下地於
 御前拝領

註1 太晒(ふとさらし) 太い晒し木綿。

P 37

一 同年同月二十八日御参勤為幕使松平

豊前守殿御出の節送迎

一 同年十二月七日気分相に付御尋の御奉送札
 有之

一 同年同月十三日於江府乘輿 御免

一 同年同月十六日

美知姫様御婚礼の節 御輿の役所勤

註2 奉札(ほうさ) 他人の手紙の尊称。

註3 乘輿(のりこし) 輿に乗ること。

一 同年四月廿三日江戸鷹之馬御頂戴に付

幕使入来の節引請

一 同年四月廿七日出 殿の上先般

定広公御昇進に付被成御祝御大小鏝一具

御掛物三幅対従

慶親公 御直に頂戴

一 同年四月晦日新 御殿出伺の上御掛物

P 38

一 同年同月二十三日御鷹の馬御頂戴に付

幕使入来の節引請

一 同年同月二十七日出 殿の上先般

定広公御昇進に付被成御祝御大小鏝一具

御掛物三幅対従

慶親公 御直に頂戴

一 同年同月晦日新 御殿出伺の上御掛物

註1 鷹(かり) 雁と同字。

註2 入来(いりきり) 他人が家に来ること、来るの敬語。

P 39

式幅対押掛三通りに於

定広公御前頂戴

一 文久二壬戌(1862) 正月九日精治郎誕生(29歳)

一 同年二月朔日

口宣御頂戴の節御手伝

一 同年於江府従

定広公御脇差押領

式幅対押掛三通りに於

定広公御前頂戴

一 文久二壬戌(1862) 正月九日精治郎誕生(29歳)

一 同年二月朔日

口宣御頂戴の節御手伝

一 同年於江府従

定広公御脇差押領

註3 押掛(おしかけ) 馬の頭、胸、尾から鞍にかける組緒。

註4 口宣(こうせん) 口で天子の命令を述べ伝えること。

一 同年五月二十九日御帰国御暇の為

幕使板倉周防守殿御入来の節引請

一 同年六月六日御供にて江府出立中津川駅より

御先越にて同月晦日京都着

一 同年七月二日正親町三條殿中山大納言

殿へ

慶親公より御口上の趣を以御使者所勤

P 40

一 同年五月二十九日御帰国御暇の為

幕使板倉周防守殿御入来の節引請

一 同年六月六日御供にて江府出立中津川駅より

御先越にて同月晦日京都着

一 同年七月二日正親町三條殿中山大納言

殿へ

慶親公より御口上の趣を以御使者所勤

P 41

一 同年同月十六日伝奏坊城大納言俊克卿

議奏中山大納言忠能卿正親町三條大

納言実愛卿野宮宰相中将定功卿

学習院御揃にて

慶親公へ御相對の節御供にて罷出御建

白の一條被為濟候上右の 堂上方へ

御挨拶として廻勤

一 同年同月十六日伝奏坊城大納言俊克卿

議奏中山大納言忠能卿正親町三條大

納言実愛卿野宮宰相中将定功卿

学習院御揃にて

慶親公へ御相對の節御供にて罷出御建

白の一條被為濟候上右の 堂上方へ

御挨拶として廻勤

註1 伝奏(でんそう) 取り次いで奏聞すること。公家の職名。

註2 議奏(ぎそう) 政事を議定して奏上すること。武家時代の朝廷の職名。

註3 学習院(がくしゅういん) 御所内の学校、会議所。

註4 堂上方(どうじょうがた) 公家衆のこと。

一 八月廿七

慶親公廣橋殿へ御相對として御出の節

御供被 仰付學習院へ罷出

一 八月二日

定広公御用召にて學習院御出の節御

供被 仰付御用相濟候上広橋殿坊城殿

中山殿正親町三條殿野宮殿へ為御礼

廻勤

一 同年九月

若殿

若殿(毛利定広)様

若御前(毛利定広夫人)様御住居として本屋敷一円御借

一 同年十月四日

慶親公御参

P 42

一 同月二十七日

慶親公広橋殿へ御相對として御出の節

御供被 仰付學習院へ罷出

一 同年八月二日

定広公御用召にて學習院御出の節御

供被 仰付御用相濟候上広橋殿坊城殿

中山殿正親町三條殿野宮殿へ為御礼

註1 広橋殿 武家出身の公家。

P 43

廻勤

一 同年九月

若殿(毛利定広)様

若御前(毛利定広夫人)様御住居として本屋敷一円御借

揚に相成候付於留守家内川屋敷へ引移

一 同年十月四日

慶親公御参

内長侍供ふ糸

内

一 同年同月十三日先般御参

内 内済に付被成御祝御袍衣差貫御烏帽子

中啓拝領

一 同年十二月十二日国事御用として学習院

被 召出

P 44

内の節御供にて参

内

一 同年同月十三日先般御参

内 内済に付被成御祝御袍衣差貫御烏帽子

中啓拝領

一 同年十二月十二日国事御用として学習院

被 召出

註1 袍衣(ほうい) うわぎ、上衣。

註2 差貫(さしぬき) 裾にくくり緒をつけた袴。

註3 中啓(ちゆうけい) 扇子の一種。たたんでも尚、半分開いた形になる。

一 同三癸亥二月三日

定広公御参

内 内の節御供にて参

内

一 同年同月十七日

慶親公御参

内 内参議御推任の段御辞退被遊候付

P 45

一 同三癸亥(1863)正月三日

定広公御参

内 内の節御供にて参

内(30歳)

一 同年同月十七日

慶親公御参

内 内参議御推任の段御辞退被遊候付

口十八日 関白殿下其外へ被差出同二十日

口宣御頂戴の節伝奏坊城家へ被

召出

一 同年三月朔日は迄の御役被差替御国

御留守居役被 仰付候段 御直に蒙 仰

一 同年四月十七日領分須佐罷越五月二日帰萩

一 同年五月七日兩職月番引請に付山口罷越

P 47

一 同年六月急に京都被差登候付同月

一 同年六月急に京都被差登候付同月

但御沙汰書別紙に記之

一 同年六月急に京都被差登候付同月

但御沙汰書別紙に記之

但御沙汰書別紙に記之

一 同年六月急に京都被差登候付同月

P 46

同十八日 関白殿下其外へ被差出同二十日

口宣御頂戴の節伝奏坊城家へ被

召出

一 同年同月二十二日御供にて京都出立二月十二日

帰国御役直詰之段 御直に蒙 仰

一 同年三月朔日は迄の御役被差替御国

御留守居役被 仰付候段 御直に蒙 仰

一 同年四月十七日領分須佐罷越五月二日帰萩

一 同年五月七日兩職月番引請に付山口罷越

六月八日帰萩

一 同年同月御用に付赤馬関罷越早々山口

罷帰る

但御沙汰書別紙に記之

一 同年六月急に京都被差登候付同月

註1 兩職月番引請 当職と当役を月当番で引き受け。

十三日萩出立山口迄罷越

一 同年七月十八日出 殿の上於

御前御脇差並御陣羽織拜領尚

定広公御直筆御黒印物頂戴

但 御黒印物別紙に記之

一 同月十九日山口出立上京

一 同年七月十一日着京

P 48

一 十三日萩出立山口迄罷越

一 同年同月十八日出 殿の上於

御前御脇差並御陣羽織拜領尚

定広公御直筆御黒印物頂戴

但 御黒印物別紙に記之

一 同月十九日山口出立上京

一 同年七月十一日着京

一 同年同月二十八日於京都改名の段御願被

仰出右衛門介と改

一 今般京師着の上 御直書附に相見候

御趣意筋(據惠を以 関白殿下を始国事

掛りの 堂上方へ建白

御親征の一条周旋尽力の処恐多も

宸断意外に被為出大和

P 49

一 同年同月二十八日於京都改名の段御願被

仰出右衛門介と改

一 今般京師着の上 御直書附に相見候

御趣意筋(據惠を以 関白殿下を始国事

掛りの 堂上方へ建白

御親征の一条周旋尽力の処恐多も

宸断意外に被為出大和

註1 親征(しんせい) 帝王自ら征伐すること。

註2 宸断(しんだん) 天皇の判断。

行幸は 仁出誠以感激為

皇國勉勵此時と存詰夜白嶋つくす心力候折

柄

御親征の一条に付学習院御用掛り被

仰付との御沙汰に付乍恐微力を竭し御手伝

申上候処豈計八月十八日俄堺町御門御

固 御免不一方騷擾に立至り候付河原町

邸へ御駆込の 公卿を守護し邸中の

人数並此方一手の兵卒を引纏清末

岩国の二藩一同関白殿下へ罷出候処

朝廷より御沙汰の御旨も有之同勢不

残大仏へ引取其翌十九日暁天同所引

揚候始末不遑枚挙

大仏より引揚八月二十一日兵庫に着し翌二十二日

一 大佛より引揚八月二十一日兵庫に着し翌二十二日

P 50

行幸被 仰出誠以感激為

皇國勉勵此時と存詰夜白嶋つくす心力候折

柄

御親征の一条に付学習院御用掛り被

仰付との御沙汰に付乍恐微力を竭し御手伝

申上候処豈計八月十八日俄堺町御門御

固 御免不一方騷擾に立至り候付河原町

P 51

註1 行幸(ぎょうこう) 天子が出かけること。みゆき。
註2 騷擾(そうじょう) 騒がしく乱れること。

邸へ御駆込の 公卿を守護し邸中の
人数並此方一手の兵卒を引纏清末
岩国の二藩一同関白殿下へ罷出候処
朝廷より御沙汰の御旨も有之同勢不
残大仏へ引取其翌十九日暁天同所引
揚候始末不遑枚挙

一 大仏より引揚八月二十一日兵庫に着し翌二十二日

註3 公卿(きょうせい) 公(太政大臣と左・右大臣)と卿(大・中納言、参議及び三位以下の朝臣)との併称。堺町御門の政変により長州へ落ちた七卿の内、公は三條実美(27歳)、三條西季知(53歳)。朝臣は四条隆調(36歳)、東久世道禮(31歳)、壬生基修(29歳)、錦小路頼徳(27歳、下関で病死)、沢宣嘉(28歳、生野の変に参戦)。

註4 大仏 御所南側の方広寺。

註5 暁天(きょうてん) 夜明けの空、朝方の空。

註6 不遑枚挙(まいきよにいとまあらず) 沢山ありすぎて、いちいち数えきれないこと。

一手之人數御國へ差返し主従二十五人
微行從兵庫浪華に至り邸中に潜伏候
京師の動靜を窺恢復の議有之候処
賊焰盛相聞且御國の事情無心元
九月朔日浪華出帆同八日山口帰着
同年十月二十七日山口出立領分帰着
同年十一月十三日惣髮御願被遂 御許容

一 元年十月廿七日山口出立領分帰着
一 元年十月廿七日山口出立領分帰着
一 元年十月廿七日山口出立領分帰着

一 元年十月十五日須佐出立同十九日山口着
一 元年十二月六日男精治郎嫡子成御願
御免

一 元治元年甲子四月五日山口出立にて遊撃軍
其外諸隊規則并器械為取締廻在被
仰付五月八日山口帰着(31歳)
但御沙汰書別紙に記之

他御沙汰書別紙に記之

一手之人數御國へ差返し主従二十五人
微行從兵庫浪華に至り邸中に潜伏候
京師の動靜を窺恢復の議有之候処
賊焰盛相聞且御國の事情無心元
九月朔日浪華出帆同八日山口帰着
同年十月二十七日山口出立領分帰着
同年十一月十三日惣髮御願被遂 御許容

註1 微行ひこし しのみあるき。おしのび。
註2 賊焰(ぞくえん) 賊徒の勢い。
註3 帰着 七脚落ち。
註4 惣髮(そうはつ) 額の月代を剃らず全体の髪を伸ばし束ねて結ったもの。

一 元年十月十五日須佐出立同十九日山口着
一 元年十二月六日男精治郎嫡子成御願
御免
元治元年甲子(1864) 四月五日山口出立にて遊撃軍
其外諸隊規則并器械為取締廻在被
仰付五月八日山口帰着(31歳)
但御沙汰書別紙に記之

他御沙汰書別紙に記之

於馬関錦小路殿御逝去に付 御遺骸
御供にて山口湯田(墓所あり)罷帰る

P 53 [刳紙]

於馬関錦小路殿御逝去に付 御遺骸
御供にて山口湯田(墓所あり)罷帰る

註1 馬関(ばかん) 下関のこと。

一 同年六月五日小郡繁枝松原において教練

の節御供に被 召連惣裁被 仰付

御黒印物頂戴同六日山口帰着

但 御黒印物別紙に記之

一 同年同月十一日山口出立にて領分須佐帰着同

十五日急速上京の御沙汰山口より申来る同二十七日

山口出立

P 54

一 同年六月五日小郡繁枝松原において教練

の節御供に被 召連惣裁被 仰付
御黒印物頂戴同六日山口帰着

但 御黒印物別紙に記之

一 同年同月十一日山口出立にて領分須佐帰着同
十五日急速上京の御沙汰山口より申来る同二十七日
山口出る

一 同年七月四日水上へ転陣

一 同日六日近々

世子公御進発被遊候付先鋒として被差登候との御事に付今日水上出立にて上京

一 同日十三日浪華邸着し直に淀川を遡り其翌十四日八幡に着す同十八日天王山に転陣

一 去年八月已来森物要路に横り上

一 朝命を蔽塞し 御正義を沮撓不一方

御誣冤被為蒙候処此上は

闕下の巨奸御除き不被遊ては万々

御正義御貫徹の御目途無之との

御廟議は兼て相心得居候処伏水見天龍寺

天王山より参謀の面々八幡陣所に来会

世子(毛利定宏)公御着已前此奸を驅除

朝命を蔽塞し 御正義を沮撓不一方

P 55

一 同年七月四日水上へ転陣

一 同日六日近々

世子公御進発被遊候付先鋒として被差登候との御事に付今日水上出立にて上京

一 同日十三日浪華邸着し直に淀川を遡り其翌十四日八幡に着す同十八日天王山に転陣

一 去年八月已来森物要路に横り上

一 朝命を蔽塞し 御正義を沮撓不一方

御誣冤被為蒙候処此上は

闕下の巨奸御除き不被遊ては万々

御正義御貫徹の御目途無之との

御廟議は兼て相心得居候処伏水見天龍寺

天王山より参謀の面々八幡陣所に来会

世子(毛利定宏)公御着已前此奸を驅除

P 56

註1 八幡 石清水八幡、伏見の西。
註2 森物(かんぶつ) 悪者。

朝命を蔽塞し 御正義を沮撓不一方
御誣冤被為蒙候処此上は
闕下の巨奸御除き不被遊ては万々
御正義御貫徹の御目途無之との
御廟議は兼て相心得居候処伏水見天龍寺
天王山より参謀の面々八幡陣所に来会
世子(毛利定宏)公御着已前此奸を驅除

註3 蔽塞(いそく) 閉じ塞ぐ。
註4 沮撓(そじょう) はばみ乱す。
註5 誣冤(ふえん) 無実の罪。
註6 闕下(けつか) 天子の御前。
註7 廟議(びやうぎ) 朝廷の評議。

輩下一洗、後起り且從渠請

勅軍勢差向候の機相見へ進退相迫り其

場、次第不得止雷同殿一小隊を久坂一手に

相添終に十九日の挙動に及ひ候処天運未

至諸勢空敷及敗衄(ぬ)遺恨無限此上は

世子公御途中へ駆付け御軍議の上

御指揮に可随と決議し福原国司其外參

P 57

輩下一洗の議起り且從渠請

勅軍勢差向候の機相見へ進退相迫り其

場の次第不得止雷同殿一小隊を久坂一手に

相添終に十九日の挙動に及ひ候処天運未

至諸勢空敷及敗衄(ぬ)遺恨無限此上は

世子公御途中へ駆付け御軍議の上

御指揮に可随と決議し福原国司其外參

註1 渠(いずくんぞ) 反語の助字。

註2 雷同(らいどう) みだりに他人の説に従う。

註3 敗衄(はいじく) 戦いに敗れること。

P 58

謀此地を引揚同二十日兵庫着直に出帆

同年七月二十七日武熊誕生

同年同月二十八日富海着船八月五日領分須佐へ

歸着

先般京師之挙動に付 思召に不相叶との

御事にて御役被差替徳城へ御預けの御沙

汰有之

註4 先般京師之挙動に付 元治元年八月二十二日、幕府は慶親父子の官位を剥奪、父子は恭

順のため將軍の偏諱を停め、萩藩主は敬親、世子は広封と改名する。

古き

一 先般京師之挙動に付 思召に不相叶との

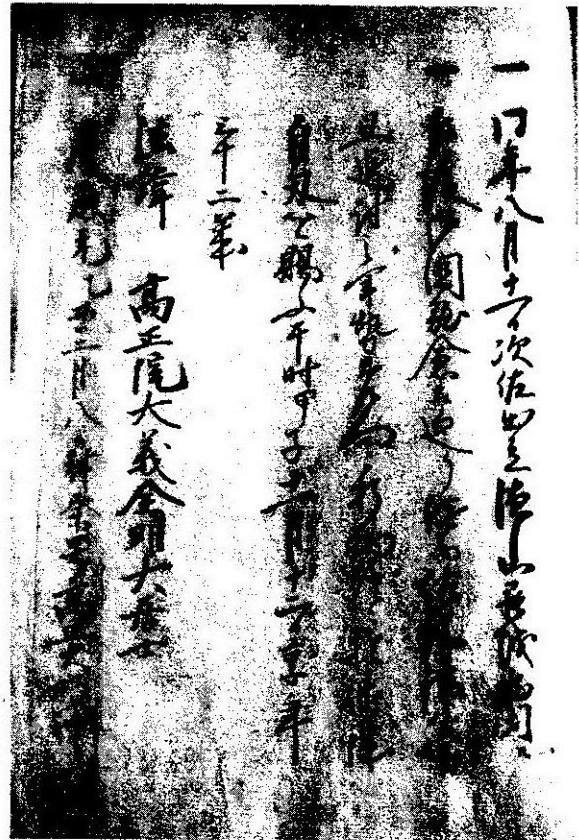
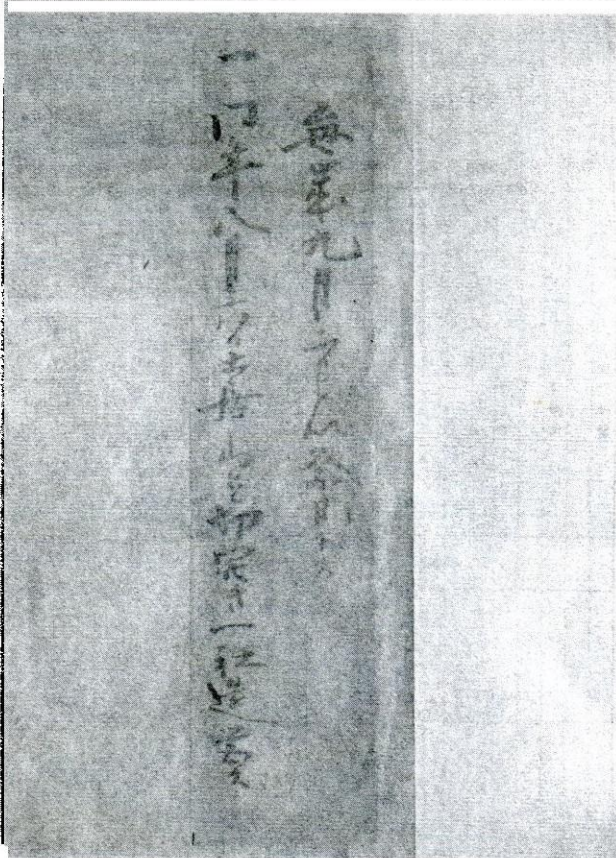
御事にて御役被差替徳城へ御預けの御沙

一 同年七月二十七日武熊誕生

同年同月二十八日富海着船八月五日領分須佐へ

謀此地を引揚同二十日兵庫着直に出帆

同年七月二十七日武熊誕生



P 59

- 一 同年八月十一日須佐出立徳山罷越幽閉(セラ)ル
尔後御国難愈相迫り随て俗論沸騰

且追討の軍勢差向候折柄終に於徳城

自刃を賜ふ干時甲子(1864)十一月十二日享年

三十二歳(数え年)(31歳)

法諱 高正院大義全明大居士

註1 自刃(じじん) 自ら刃で生命を絶つこと。

〔張り紙〕

- 一 慶応元乙丑(1865)二月八日神祭号高正大明神

P 60 (張り紙)

毎歳九月二日を以祭日とす

- 一 同年八月六日土居山を切開き一社造営す

註2 一社造営 笠松神社。



笠松神社

右の通書出被仰付候事

慶応二
三月

掛役

益田丹下

金子新藏

山下少輔

P 61

右の通書出被仰付候事

慶応二寅〔1866〕三月

掛り役

益田丹下(家老 二百石)

金子新藏(協助力 上士 大組 二十五石六斗)

山下少輔(中士 御手廻 二十石) 存之

註1 (一)内は益田親祥家来給録帳(大塚音熊氏輯 16・07・30作)による。

諸沙汰物寫

表紙

諸沙汰物寫

P 1

一 嘉永二己酉〔1849〕九月九日 御意書（本文P9）左の通

学的 一部

荒身刀 一腰

益田越中

右明倫館再建に付ては父玄蕃不容易遂

苦勞兄越中文武令出精其方事父兄

一 嘉永二己酉九月九日 御意書左の通

学的 一部

荒身刀 一腰

益田越中

右明倫館再建に付ては父玄蕃不容易遂
苦勞兄越中文武令出精其方事父兄

註1 御意書 御命令、お差図、仰せ。

註2 明倫館再建 萩藩藩校。嘉永2年〔1849〕1・24明倫館に学校御殿竣工。同3年2月
新明倫館開校式挙行。

註3 父玄蕃守んば 益田元宣(右田毛利内匠就任五男、始兼宣、幾三郎、藏人、播磨、越中、
刑部、玄蕃)享和2年〔1802〕〜嘉永2年。48才。

註4 兄越中 益田元宣長男、親興(始兼興、熊次郎、越中)文政12年〔1829〕から嘉永2
年。22才。

註5 令出精(しゅっせいせしめ) 力を注いで努力するようさせる。また、いいつけること。

志誠徳文也。御意抽て令出精供張
等も質素にて館中罷出心得立神妙の
事に候依之右の通遣之候猶不怠相励可申候

P 2

の志を継文武の稽古抽て令出精供張
等も質素にて館中罷出心得立神妙の
事に候依之右の通遣之候猶不怠相励可申候

一 口五壬子七月七日 御意書在通

藤組鏡 一掛

益田越中

註1 供張(ともはり) お供連れ。

註2 藤組鏡(とおぐみあがみ) 藤で編んだ鏡。馬具。

P 3

右先達北浦手当場所巡見の節は数
日令心配且又領内場広の海岸手当向
不容易処従来武備堅固の趣彼是祝
着の事に候依之此品遣之候尚以手当忘
間敷候

一 同六癸丑(1853)八月十九日 御意書(本文P14)左の通

一 口六癸丑八月十九日 御意書在通

註3 北浦手当場所巡見 長門国日本海側の海岸。毛利慶親は嘉永5年(1852)閏2・26北

浦の沿岸防備を巡視、3・2萩に掃城した。益田家は栗山翁輔に一件懸役を命じ、2・27
3・1の間、領内を高山↓仏坂↓江崎↓須佐と案内した。

益田越中

右 御流儀騎射稽古出精に付五杖被成
御免候事

七月二十八日

一 同年十二月十四日相模国惣奉行蒙
仰候節 御書奉書（本文P 15）左の通

P 4

益田越中

右 御流儀騎射稽古出精に付五杖被成

御免候事

七月二十八日

一 同年十二月十四日相模国惣奉行蒙

仰候節 御書奉書（本文P 15）左の通

註1 御書奉書（しよほうしよ） 御書↓手紙、筆跡などの尊敬語。奉書↓上意を奉じて侍臣、

右筆らが下す命令書。輪旨、院宣、御教書、下知状の類。

一 同年十二月十四日相模国惣奉行蒙
仰候節 御書奉書（本文P 15）左の通

其方事相州御備場惣奉行申付候条来
年正月中可有参府候委曲年寄共より
可申聞候謹言

十一月二十五日御名乗御書判

益田越中殿

為 御意申入候相州御備場惣奉行御自分へ
被仰付候条来年正月中可有御参府旨候

P 5

依之此度被成 御書候得共猶又各よりも
可申入旨候委曲御留守居中可被申渡候
条可被得其意候恐々謹言

浦 靱負

十一月二十七日

名乗書判

毛利能登

名乗書判

益田越中殿

一 同七甲寅(1854)三月相模国惣奉行として近々出張
に付 御黒印物(本文P18)左の通

申聞條々

一 今度其方事只今の役儀より相模国御
備場惣奉行申付候条從
依儀惣奉行御黒印物

P 6

依之此度被成 御書候得共猶又各よりも
可申入旨候委曲御留守居中可被申渡候
条可被得其意候恐々謹言

浦 靱負

十一月二十七日

名乗書判

毛利能登

名乗書判

註1 委曲(いきまぐ) 詳しく細かいこと。また、事柄のこまかな点。

註2 恐々謹言(きょうきんげん) 恐れながら謹んで申し上げるの意。手紙末尾の挨拶。

註3 浦 靱負(うらゆきえ) 寄組浦元(初義正、元正、龜楯、備後、靱負) 国司信濃就孝二男。

明治3年(1870)没。76才。萩藩当役・当職。上関伊保庄戸津、大島三浦、美祢嘉万2
721石。

P 7

益田越中殿

一 同七甲寅(1854)三月相模国惣奉行として近々出張
に付 御黒印物(本文P18)左の通

申聞條々

一 今度其方事只今の役儀より相模国御
備場惣奉行申付候条從

註4 御黒印物(こくろいんもの) 墨を用いて捺した印。室町〜江戸時代、將軍や大名が公文書に
用いた。

公儀(幕府)被 仰出候諸法度并兼て定置法

令之旨を以諸事為能様可有心得事

一 異国船防禦の儀に付若其方落着難

成儀も候はば依品可伺也尤差向儀は浦賀

御奉行所承合猶三家申談何分時宜に

応可有沙汰事

一 数多の人数差出儀に付無事の時に当ては

公儀に 依りて法度未定なる是法
令之旨を以諸事為能様可有心得事
一 異国船防禦の儀に付若其方落着難
成儀も候はば依品可伺也尤差向儀は浦賀
御奉行所承合猶三家申談何分時宜に
応可有沙汰事

一 数多の人数差出儀に付無事の時に当ては

文武の修行と第一とし自然事あ
らば各抽忠節候様厚く心を用沙汰可
被申付事

一 諸士役儀其方校量を以沙汰仕尤諸
役人令一和依估偏頗無之様念を入可
被申渡事

一 御預地奉行の者地下の諸沙汰肝要の

文武の修行を第一とし自然事あ

らば各抽忠節候様厚く心を用沙汰可

被申付事

一 諸士役儀其方校量を以沙汰仕尤諸

役人令一和依估偏頗無之様念を入可

被申渡事

一 御預地奉行の者地下の諸沙汰肝要の

註1 諸法度 おきて、法律、禁令。近世幕府が旗本、ご家人、庶民の支配の為に発したものを。

註2 浦賀御奉行所 江戸幕府の職名。遠国奉行の一。江戸湾出入りの船舶とその米穀、貨物などの検査を掌った。享保5年(1720)下田奉行を廢して設置、番所も下田から浦賀に移転。同時の奉行は戸田伊豆守氏栄と井戸弘道(鐵太郎、臨時叙任、石見守)。

註3 三家 徳山(大浦山)、長府(八王子山)、清米(稲村ヶ崎)三支藩のことか。吉川も荒崎を担当した。

註4 自然(しぜん) 万が一。ひよつとして。
註5 偏頗(へんぱ) 偏ること。不公平。
註6 御預地奉行 木原源右衛門、三井孫右衛門を預地都合役(後奉行)に任ず(防長回天史二卷P 58)。

賜身人我教育の筋に於て其方氣
付も候はば無遠慮右奉行の者へ可申
聞事
御備向は格別の筋に候得共所帯難
渋の時節に付平常の儀は別て令省略
候様用所役の者へ厚く可被申付事
出張の面々善悪有之て或加褒美或
罰事

一 御備向は格別の筋に候得共所帯難
渋の時節に付平常の儀は別て令省略
候様用所役の者へ厚く可被申付事
出張の面々善悪有之て或加褒美或
罰事

行罪科輩の儀其意趣具に可有言
上候於差向儀は如何体にも申付追て其
趣可有言上事
右の趣を以可有沙汰者也

嘉永七寅三月二十二日 御黒印
益田弾正殿

益田弾正

P 10

儀に付人民教育の筋において其方氣
付も候はば無遠慮右奉行の者へ可申
聞事
御備向は格別の筋に候得共所帯難
渋の時節に付平常の儀は別て令省略
候様用所役の者へ厚く可被申付事
出張の面々善悪有之て或加褒美或
罰事

P 11

行罪科輩の儀其意趣具に可有言
上候於差向儀は如何体にも申付追て其
趣可有言上事
右の趣を以可有沙汰者也
嘉永七寅三月二十二日 御黒印
益田弾正殿

註2 行罪科輩 さいかをおこなうやから 諸法度、法令などを守らない者。

一 同年四月二十七日藤沢の駅にて 御意書 (本文P 19) 左の通

益田彈正

右先鋒隊其外執も心得宜敷陣屋内も
物静に有之由連々聞届候右は其方次に
諸役人共遂心配候故の儀別て大慶の事に候
弥以念を入可申付候猶鞠負(浦)より可申聞候
御静に有之由連々聞届候右は其方次に
諸役人共遂心配候故の儀別て大慶の事に候
弥以念を入可申付候猶鞠負(浦)より可申聞候

先達御備場請渡の節は万端不自
由の儀に有之候処先鋒隊其外執も心
得宜敷謹で遂其節公儀衆引請も都
合能相濟其後引統陣屋内も至て物静に
有之候趣連々被 聞召上神妙の事に
被 思召候右は偏其方一身を以諸人の模
範となし次に諸役の面々入はまり心配遂
至し執連々被 聞召上神妙の事に
被 思召候右は偏其方一身を以諸人の模
範となし次に諸役の面々入はまり心配遂

P 12

一 同年四月二十七日藤沢の駅にて 御意書 (本文P 19) 左の通

益田彈正

右先鋒隊其外執も心得宜敷陣屋内も
物静に有之由連々聞届候右は其方次に
諸役人共遂心配候故の儀別て大慶の事に候
弥以念を入可申付候猶鞠負(浦)より可申聞候

註1 先鋒隊(せんほうたい) 卷末補註4参照。此処では諸隊の先鋒隊ではなく、部隊などの先頭に立つもの。さきぞなえ。

P 13

先達御備場請渡の節は万端不自
由の儀に有之候処先鋒隊其外執も心
得宜敷謹で遂其節公儀衆引請も都
合能相濟其後引統陣屋内も至て物静に
有之候趣連々被 聞召上神妙の事に
被 思召候右は偏其方一身を以諸人の模
範となし次に諸役の面々入はまり心配遂

註2 御備場請渡II三浦半島警備は最初彦根藩が担当。それを嘉永6年(1853)長州藩が引き継ぎ、安政5年(1858)更に熊本藩へと引き継がれ、その後浦賀奉行へと移管された。長州藩が善政を敷いたため、熊本藩と交代の時、三浦・鎌倉両郡の名主、村役人から留任の願書が出された。
註3 公儀衆(こうぎしゅう) 幕府の人たち。

奉旨候儀と別て御大慶被 思召候此

余不能 仰聞候得共場所柄の儀に付先鋒

隊其外以行規(儀)正敷常々文武の修行を

專とし及異変に不覚の儀無之様心掛可

為肝要候猶諸役の面々も弥以遂精勤

候様可申聞旨候此度被遊 御帰国に付

御案思も被為在被成 御意候との御事

一 一日所為儀(一) 御直筆御書渡物(本文P19)左

相模国御備場出張の面々警衛大切の

儀に付若異変の節は

本邦の御武威相輝聊瑕瑾無之様其

覚悟肝要たり依之今度申渡す條数并

惣奉行の下知謹で相聞衆心一和弥抽

本邦(一)御武威相輝聊瑕瑾無之様其

覚悟肝要たり依之今度申渡す條数并

惣奉行の下知謹で相聞衆心一和弥抽

P 14

苦勞候故の儀と別て御大慶被 思召候此
余不能 仰聞候得共場所柄の儀に付先鋒
隊其外以行規(儀)正敷常々文武の修行を
專とし及異変に不覚の儀無之様心掛可
為肝要候猶諸役の面々も弥以遂精勤
候様可申聞旨候此度被遊 御帰国に付
御案思も被為在被成 御意候との御事

註1 被為在(あらせられ) 居る、在るの尊敬語。

P 15

一 同日同所にて頂戴の 御直筆御書渡物(本文P19)左
の通

相模国御備場出張の面々警衛大切の
儀に付若異変の節は
本邦の御武威相輝聊瑕瑾無之様其
覚悟肝要たり依之今度申渡す條数并
惣奉行の下知謹で相聞衆心一和弥抽

註2 御直筆御書物 藩主直筆の手紙。

註3 瑕瑾(かきん) きず。短所、欠点。

忠節於遂奉公は本懐たるべし若相背
候族は心外ながら
先公御條目の旨申付べし此旨能々可
相心得もの也

先公御條目
先公御條目
先公御條目

P 16

一 同年十二月十二日御沙汰書(本文P 20) 左の通
一 銀百枚

一 同年十二月十二日御沙汰書(本文P 20) 左の通
一 銀百枚

註1 先公御條目 齊元公の代「八万貫の大敵」という財政危機を乗り切るために出された各種の施策のこと。この時代は士卒の馳走米は文政12年を除き毎年「半知」であった。
註2 御沙汰書(「さたしよ」) 命令書のこと。

益田彈正

P 17

右相模國御備場惣奉行被 仰付遂苦勞
候に付前書の通拝領被 仰付候事

益田彈正

右相模國御備場惣奉行被 仰付遂苦勞
候に付前書の通拝領被 仰付候事

一 安政三丙辰(1856) 四月二十四日頂戴の
御黒印物(本文P 22) 左の之通

一 安政三丙辰(1856) 四月二十四日頂戴の
御黒印物(本文P 22) 左の之通

申開條々

一 國中仕置の儀弥其方へ申付候間諸事
先規の通無用捨可有其沙汰候自然
不速分別儀於有之は加判并休息の
年寄共へも可有相談事

一 天下御法度の旨市中在々至迄堅可
申付候尤御物違其外御用の儀津々浦々
何も無緩様入念可申付事

一 天下御法度令市中在々至迄堅可
申付候尤御物違其外御用の儀津々浦々
何も無緩様入念可申付事

付きりしたん宗門窮の儀不忘

穿鑿可仕事

一 國中仕置別困窮の事候間無油
断可有心遣候尤無体の儀不申懸且為
能様可令沙汰の通諸所に付置候役人共
へも能々可申開事

一 耕作の儀時節無油断不作損毛等無

一 國中仕置の儀弥其方へ申付候間諸事
先規の通無用捨可有其沙汰候自然
不速分別儀於有之は加判并休息の
年寄共へも可有相談事

一 天下御法度の旨市中在々至迄堅可
申付候尤御物違其外御用の儀津々浦々
何も無緩様入念可申付事

註1 國中仕置 安政3年(1852)4・1益田親施は萩藩当職に就任した。同5年(1854)

6・26当役に昇進するまで在職。

註2 加判(かはん) 藩政初期、重臣数名に藩政の企画を一任し、公式の文書に署名を命じた。

これを加判役と称しその会議を御寄合と言った。藩政の機務は御寄合で決し、藩主の決済を経て発令された。議政府の御寄合に対して、行政府の長官を当職と称した。

註3 年寄(としより) 家老のこと。

付きりしたん宗門窮の儀不忘

穿鑿可仕事

一 國中の輩別て困窮の事候間無油
断可有心遣候尤無体の儀不申懸且為
能様可令沙汰の通諸所に付置候役人共
へも能々可申開事

一 耕作の儀時節無油断不作損毛等無

註4 さりしたん宗門窮(しゅうもんきゆう) キリスト教信者の取り調べ、迫害。改宗させるのは

代官の仕事であった。卷末補註5参照。

註5 穿鑿(せんさく) 究明すること。どこまでも調べたこと。

註6 損毛 損耗(そんもう)は「そんなう」の慣用語読み。減ること。

一 新法代官中へ入念可被申付候事

一 為儀被仰出所の困米寛政年御沙汰

公儀に作事(困米寛政年御沙汰)

此の御沙汰候段に御沙汰候御沙汰

下り御沙汰候御沙汰候御沙汰

此の御沙汰候御沙汰候御沙汰

此の御沙汰候御沙汰候御沙汰

此の御沙汰候御沙汰候御沙汰

此の御沙汰候御沙汰候御沙汰

此の御沙汰候御沙汰候御沙汰

此の御沙汰候御沙汰候御沙汰

此の御沙汰候御沙汰候御沙汰

此の御沙汰候御沙汰候御沙汰

此の御沙汰候御沙汰候御沙汰

此の御沙汰候御沙汰候御沙汰

P 20

之様諸代官中へ入念可被申付候事

一 為非常の手当従

公儀被 仰出所の困米寛政年御沙汰の

趣を以貯置穀数無相違致蔵詰堅

可被申付候將又困中自然凶年の時

飢人為救貯の米穀是以元文年以

來の仕組不可有相違候追々無拋筋を以

註1 困米(かいまい) 非常の際に放出し、困窮者の救恤に宛てる目的で米を貯蔵すること。

困穀。天和3年(1683)幕府が凶年対策として諸国に困穀を命じたことから始まる。

註2 寛政御沙汰 寛政2年(1790)から5年間、石高1万石につき50石の割合で困い添え、

同6年(1794)暮れには合わせ9200石に達した。これを寛政御困米という。

註3 元文年以來の仕組 元文4年(1739)、3万石を目標に用心米の充実を図った。用心米

は毎年新穀を以て入替え虫・鼠による欠損を補填した。

P 21

払出の分を以其價不相成仕組半途には

最初困中の口数を量り取立申付たる

儀至尔今不令成就候段甚不可然事候

条古法の通無怠転様可有沙汰候此段

郡奉行并所帯方のもの共へ厚可被申

付事

一 蔵元兩人役の者諸事の沙汰肝要に

註4 怠転 退転。精進を怠ること。註5 所帯方 藩の財經部門。

註6 蔵元兩人役 寛永元年(1624)初めて藩庫を建て役人二人を置く。これを蔵元兩人役と

稱す。明暦3年(1657)手元役を置くに至り、蔵元兩人役は単に金銭出納、土木工事、物

品購入を掌るに至る。

奉窺候事

一 諸役人勤の善悪有之て或加褒美或

は行罪科擧の儀其意趣具に可有

言上候差向儀においては各相談の上如

何体にも申付追て其趣可有言上事

付少々儀は諸事其方校了を以沙

汰仕其段も追て可申越事

以上

右の旨を以可有沙汰者也

安政三年四月二十四日

御黒印

奉窺候事

左の段紙面の通可相心得事

P 22

候間此段能々可申聞事

一 諸役人勤の善悪有之て或加褒美或

は行罪科擧の儀其意趣具に可有

言上候差向儀においては各相談の上如

何体にも申付追て其趣可有言上事

付少々儀は諸事其方校了を以沙

汰仕其段も追て可申越事

註1 校了 校量(こうりょう)。くらべはかること。

P 23

以上

右の旨を以可有沙汰者也

安政三年四月二十四日 御黒印

益田弾正殿

奉窺候事

左の段紙面の通可相心得事

一 御國中御仕置被 仰付候間諸事先
 規の通沙汰可仕の旨被成下
 御黒印謹で奉得其旨候都て旧例を
 考尤隨時宜各申談沙汰仕にて可有御座
 と奉存候
 左の段時宜に随ひ上下為能様可令沙汰事
 付重御儉約の時節愈以御仕組

註1 隨時宜(ときにしたがい) 時の丁度よいこと。程よい頃合いにより。

左の段時宜に随ひ上下為能様可令沙汰事
 付重御儉約の時節愈以御仕組

相立候様沙汰可仕候事

左の段所勤別て抽候者へは応其品令沙汰
 可遣候尤於于時の儀は各校了次第に仕追て可
 有言上事

- 一 御家頼中大小身共御奉公の筋善悪
- 共抽候者於有之は見聞の上可致言上
- 候間応其品御沙汰被 仰付候様にと奉

一 沙汰申事一 大女御は御奉公の筋善悪
 共抽候者於有之は見聞の上可致言上
 候間応其品御沙汰被 仰付候様にと奉

ありては係者諸君は沙汰仕追て
可致言上候哉の事

左の段聞届候時刻難差延儀候はば申談致沙
汰追て可言上事

一 諸士以下不慮の儀出来仕候節は申何
沙汰可仕候若難差延儀御座候はば不奉伺
候共各致相談御仕置申付追て可致

言上候哉の事

左の段目付の者申出儀於有之は聞届及沙
汰儀又不及沙汰段は加判役の者相談にて各
校了(是)次第可被申付事

一 御参勤御留守中御目付役より申出儀
有之候節は承届差向候儀は各相談仕
御仕置可申付候哉の事

P 26

存候尤輕儀は各致相談其沙汰仕追て
可致言上候哉の事

左の段聞届候時刻難差延儀候はば申談致沙
汰追て可言上事

一 諸士以下不慮の儀出来仕候節は申何
沙汰可仕候若難差延儀御座候はば不奉伺
候共各致相談御仕置申付追て可致

P 27

言上候哉の事

左の段目付の者申出儀於有之は聞届及沙
汰儀又不及沙汰段は加判役の者相談にて各
校了(是)次第可被申付事

一 御参勤御留守中御目付役より申出儀
有之候節は承届差向候儀は各相談仕
御仕置可申付候哉の事

左の段若開届儀も候はば其方へ可相尋事

一 御仕置の儀に付沙汰筋不宜被

聞召上候節は濃々被成 御尋被下候様に

と奉存候事

右の廉々請 御意の旨所勤仕度奉存

候間被仰窺可被下候以上

安政三年四月二十四日 益田弾正書判

左段若開届儀も候はば其方へ可相尋事

一 御仕置の儀に付沙汰筋不宜被

聞召上候節は濃々被成 御尋被下候様に

と奉存候事

右の廉々請 御意の旨所勤仕度奉存

候間被仰窺可被下候以上

安政三年四月二十四日 益田弾正書判

右肩書の通可有沙汰者也

安政三年六月九日 御黒印

益田弾正殿

益田弾正

一 同年五月二十七日御沙汰書(本文P 24)左の通

益田弾正

浦 靱負殿

右肩書の通可有沙汰者也

安政三年六月九日 御黒印

益田弾正殿

右の廉々請 御意の旨所勤仕度奉存

候間被仰窺可被下候以上

安政三年四月二十四日 益田弾正書判

益田弾正

右肩書の通可有沙汰者也

益田弾正

一 同年五月二十七日御沙汰書(本文P 24)左の通

益田弾正

註3 肩書 通常は氏名の右上に職名、居所などを書くこと。地位、身分、称号などを言う。ここでは、益田弾正が窺うかぎった事項について「左の段」と記されている萩本藩からの回答のこと。

右当職役中異変の節 御城相詰
 候得共家来の儀は三分二方陣代相添兼々
 御手当場所差出候様被 仰付候事

一 同四丁巳(1857)四月二十八日 御意書(本文P26)左の通

一 三所物

一 銀子二十枚

P 30

右当職役中異変の節 御城相詰
 候得共家来の儀は三分二方陣代相添兼々
 御手当場所差出候様被 仰付候事

一 同四丁巳(1857)四月二十八日 御意書(本文P26)左の通

一 三所物

一 銀子二十枚

註1 当職役(とうしよくやく) 国相とも呼ばれ国務最高の執政者として実権を握っていた。文久3年(1863)廢役となり加判役が順番に勤めるようになった。益田親施は安政3年(1856)4・1(安政5年(1858)6・26迄当職であった。その後引き続いて当役に就任。当職役中の異変とは何か不明。

P 31

益田弾正

右先般非常の仕組筋詮議申付候処
 精々令心配難波の中旧冬は種々繰
 巻を以乍僅の返石相調令大慶候勿
 論多年難波の所帯向に候得ば一時に其
 目途可相立事には無之候得共既に仕組
 年限も今来年と相成候付愈以是迄の

右先般非常の仕組筋詮議申付候処
 精々令心配難波の中旧冬は種々繰
 巻を以乍僅の返石相調令大慶候勿
 論多年難波の所帯向に候得ば一時に其
 目途可相立事には無之候得共既に仕組
 年限も今来年と相成候付愈以是迄の

東方不相弛附屬の役人共へ能々申聞
夜白無油断吟味を尽し追て安心の
期に立至り候様心遣肝要に候依之此品遣之候

一 同五戊午〔1858〕四月七日 御意書（本文P 26）左の通

銀二百枚

益田彈正

右数年御役堅固相勤遂苦勞候猶又
先般相模国御備場御委任初発急速
江戸被 召登彼地御手当向御政道方等
の御処置不容易候処万端御都合能申
合追て彼地出張一統折合候迄の諸事
驅引夜白心配遂苦勞候且又当春
若殿様御婚礼桜田御上屋敷御修復

P 32

氣方不相弛附屬の役人共へ能々申聞
夜白無油断吟味を尽し追て安心の
期に立至り候様心遣肝要に候依之此品遣之候

一 同五戊午〔1858〕四月七日 御意書（本文P 26）左の通

銀二百枚

益田彈正

註1 夜白（よるひら） 夜も昼も。日夜。

P 33

右数年御役堅固相勤遂苦勞候猶又
先般相模国御備場御委任初発急速
江戸被 召登彼地御手当向御政道方等
の御処置不容易候処万端御都合能申
合追て彼地出張一統折合候迄の諸事
驅引夜白心配遂苦勞候且又当春
若殿様御婚礼桜田御上屋敷御修復

註2 若殿様御婚礼 毛利家第68代元徳の婚儀。安政5〔1858〕年1・22。
註3 桜田上屋敷御修復 桜田邸は安政2年10・2江戸大震災で鶴歩屋敷、葛飾屋敷と共に大
破。修復後、安政7年2・19失火で世子居室その他数字を延焼した。

未更一事件、法律出は是心配遂苦
等夫々御一件の御銀繰出彼是心配遂苦
勞候依之右の通拝領被 仰付候との御事

一口年首十中不條一件、御書在通

今般數年の勤功に被為對銀二百枚拝領
被 仰付候処御役功も無之身柄殊非常

御仕組中の儀、御賞美の儀は恐入候事
に付一向御断申上度由委細の趣、当役中より鞞
負方へ申越具及 御聞候処内存且謙
退は無余儀事に候得共多年の功勞殊
御備場御委任初発不一方心配遂苦勞候付
御仕組中ながら厚 思召を以御僉(註) 儀被
仰付候事に候得ば御断不被申上様達て被

P 34

一 同年五月十四日前條一件に付御沙汰書(本文P 27)左の通

今般數年の勤功に被為對銀二百枚拝領
被 仰付候処御役功も無之身柄殊非常

P 35

御仕組中の儀、御賞美の儀は恐入候事
に付一向御断申上度由委細の趣、当役中より鞞
負方へ申越具及 御聞候処内存且謙
退は無余儀事に候得共多年の功勞殊
御備場御委任初発不一方心配遂苦勞候付
御仕組中ながら厚 思召を以御僉(註) 儀被
仰付候事に候得ば御断不被申上様達て被

註1 委細(いさい) 詳しい事情。こまかく詳しいこと。
註2 当役(とうやく) 藩主の参勤・帰国に随行し、常にその左右に居て決裁の事務を助ける老臣。後に江戸藩邸を管轄し、藩地の当職を凌ぐ重役となった。
註3 謙退(けんたい) へりくだり退くこと。
註4 御仕組中 藩の財政改革のため、諸事節約中の意味。

上候得ば節角の 思召不相立却て
御威光へも相拘候様被 思召候段重疊
被 仰出候間此余謙遜無之尖に御請相成候
様との御事

P 36

一 万延元庚申〔1860〕年於江戸御沙汰書〔本文P 30〕左の通
一 銀子百枚

一 萬延元庚申年於江戸御沙汰書左の通
一 銀子百枚

益田彈正

P 37

益田彈正

右今般御上納金一件に付ては万端
御為能令心遺猶又当御番手の儀は彼是
御用繁の趣も有之遂苦勞候付於于時
各別の 御心入を以御内々右の通被就
御氣候段御直目附取計を以被
仰聞候事

註1 重疊(ちようじよう) この上もなく満足である。
註2 尖に(せん)に、さきに。

註3 御上納金一件 卷末補註3の二参照。

註4 当御番手 姉小路少将遺難の事ありしを以て、文久3年〔1863〕5・21長州藩は境町御門の警衛の命を受けた。(もりのしげり) (防長回天史第三編下4 P 141、142) 益田親施はその翌日上京を命じられた。

註5 御直目附 梨羽直衛、佐伯丹下、清水図書、長井雅楽、内藤萬里。

一 同年八月御沙汰書左の通

申上

青毛

益田彈正

右先年胤馬御内々献上仕候付右の胤子此
度騎兵御用馬の内前書の通御内々頂戴被
仰付候事

P 38

一 同年八月御沙汰書（本文P 32）左の通

二才

青毛

益田彈正

右先年胤馬御内々献上仕候付右の胤子此
度騎兵御用馬の内前書の通御内々頂戴被
仰付候事

註1 胤馬（いんば）種馬、馬の繁殖・改良の為に買う牡馬。

註2 胤子（いんし）子孫、ちすじ。

P 39

一 文久三癸亥（1863）五月於馬関御沙汰書（本文P 47）左の通

益田彈正

右此度急御用有之赤馬関（下関）出張被
仰付候処滞関中異変の儀出来
若殿様若御居滞に相成候期に立至り候共
月番中より被差出復命の儀肝要候事
に付早々山口罷帰諸事令駆引候様被

一文久三癸亥青毛於馬関御沙汰書左の通
益田彈正
右此度急御用有之赤馬関（下関）出張被
仰付候処滞関中異変の儀出来
若殿様若御居滞に相成候期に立至り候共
月番中より被差出復命の儀肝要候事
に付早々山口罷帰諸事令駆引候様被

註3 異変の儀 文久3・5・10 攘夷期限の勅を奉じ、長藩は馬関において5・10より外国船

を次々と砲撃した。卷末補註3の四参照。

註4 月番中 萩に帰着した毛利敬親は簡易、質略、復古の趣旨で時勢に応じるため、文久3・

3・1 国元（当職座）と江戸方（当役座）を合併し加判役の家老に月番制を設けて藩政の
総理を命じた。

男

一 同年六月十八日上京申付直に被

仰渡候 御意書(本文P 48) 左の通

脇差 一腰

益田弾正

右此度上京申付候処不容易時勢苦

心之至に候依之右の通遣之候

一 同月同日頂戴被 仰付候

定広公御直書(本文P 48) 左の通

申付る條々

一 外夷へ対し既に開兵端(站) 候付乍恐被遊

御親征石清水へ

P 40

思召候事

一 同年六月十八日上京に付 御直に被

仰渡候 御意書(本文P 48) 左の通

脇差 一腰

益田弾正

右此度上京申付候処不容易時勢苦

P 41

心之至に候依之右の通遣之候

一 同月同日頂戴被 仰付候

定広公御直書(本文P 48) 左の通

申付る條々

一 外夷へ対し既に開兵端(站) 候付乍恐被遊

御親征石清水へ

註1 申付る條々 防長回天史第三編四P 190、191に同文。

註2 開兵端(へいたんをひらく) 戦争を始める。開戦すること。P 25脚注2参照。

註3 御親征石清水へ出御 卷末補註3の三参照。

出御諸国へ降

勅勤

王の兵を被

召集

御指揮を以掃攘被 仰付於大樹公も

掃攘の事業被為在度候事

一 皇太子を被為立 堂上方にて人才

P 42

出御諸国へ降

勅勤

王の兵を被

召集

御指揮を以掃攘被 仰付於大樹公も

掃攘の事業被為在度候事

一 皇太子を被為立 堂上方にて人才

註1 掃攘(そうじょう) 外夷を打ち払うこと。外国を排撃し領国を主張すること。

註2 大樹公(たいじゅこう) 徳川將軍(徳川14代家茂)。補註3の一参照。

註3 堂上(どうじょう) 三位以上および四位・五位のうち昇殿を許されること。また、その

人。殿上人(てんじょうびと)。広く公家の称。堂上方(どうじょう)公家衆。

P 43

御撰(選) 挙御輔(補) 佐被 仰付度候事

付り中山忠光此内掃攘に付御輔(補)

佐の任可然に付申立の事

付り立

太子御一条に付御失費御繰卷

御六ヶ敷候はば献金可致候間其筋

可承合候事

御撰(選) 挙御輔(補) 佐被 仰付度候事

付り中山忠光此内掃攘に付御輔(補)

佐の任可然に付申立の事

付り立

太子御一条に付御失費御繰卷

御六ヶ敷候はば献金可致候間其筋

可承合候事

註4 中山忠光 弘化2年(1845)4・13、元治元年(1864)11・15。大納言中山忠能(た

だやす)七男。元治元年8・13大和行幸の詔が出ると大和五条の代官所を襲つて天誅組の

挙兵をする。しかし8・18政変で失敗し長州に逃れた。その長州藩も蛤御門の変で俗論党

政府となり、豊浦郡田耕村で暗殺された。巻末補註3の七参照

註5 立太子御一条 巻末補註3の七参照。(防長回天史四P 388)

一違

勅し幕吏並諸侯押て上京候はば再
三加教諭若理不尽申募候はば勤
王の諸藩申談請
勅命加天討候様可被致候尤同志の諸藩
無之候共我等父子為名代監物差登置
候に付申合此方一手を以請
勅命加天討候様可被致候
平しく我共父子為名代監物差登置
くはる候

勅命加天討候様可被致候事
右の條々大意の処申渡候条兼て我等父
子志においては
朝廷へ忠節相立候得ば幕府への信義
祖先への孝道も随て相立候儀と存込居
候趣委曲承知の通に付其旨に相叶候筋に
候はば右三ヶ条の外にも見込次第不及伺
子志においては
朝廷へ忠節相立候得ば幕府への信義
祖先への孝道も随て相立候儀と存込居
候趣委曲承知の通に付其旨に相叶候筋に
候はば右三ヶ条の外にも見込次第不及伺

P 44

一違

勅の幕吏并諸侯押て上京候はば再
三加教諭若理不尽申募候はば勤
王の諸藩申談請
勅命加天討候様可被致候尤同志の諸藩
無之候共我等父子為名代監物差登置
候に付申合此方一手を以請

P 45

勅命候様可被致候事

右の條々大意の処申渡候条兼て我等父
子志においては
朝廷へ忠節相立候得ば幕府への信義
祖先への孝道も随て相立候儀と存込居
候趣委曲承知の通に付其旨に相叶候筋に
候はば右三ヶ条の外にも見込次第不及伺

註4 我等父子志の註5参照
註5 右三ヶ条「朝廷へ忠節、幕府へ信義、祖先へ孝道」は藩是であつた。その政策は当初「航海遠略策」であつたが、文久2・7・6毛利敬親は京都藩邸に重臣を集め、歡慮が破約攘夷ならば最早開國・鎮國の得失は論ぜず、一意攘夷に挺身する覚悟を決めた。「君臣濠川の覚悟」と言う。

監物申談可有取計候若在京の家来

沙汰筋に違背のもの有之は切腹可被申

付者也

文久三年〔1863〕六月十八日 御黒印

御黒印

益田弾正殿

爲り了つては申すに違ふ事候事
 沙汰筋に違背のもの有之は切腹可被申
 付者也
 文久三年六月十八日 御黒印
 益田
 御黒印
 益田弾正殿

一 元治元甲子〔1864〕四月御沙汰書(本文P53)左の通

益田右衛門介

右遊撃軍其外諸隊規則諸器械

為取締近々出足被差廻候事

一 同年六月於繁枝松原教練惣(巻)裁被

仰付候節頂戴の 御黒印物(本文P54)左の通

一 元治元甲子四月御沙汰書左の通
 益田右衛門介
 右遊撃軍其外諸隊規則諸器械
 為取締近々出足被差廻候事
 一 同年六月於繁枝松原教練惣(巻)裁被
 仰付候節頂戴の 御黒印物(本文P54)左の通

註1 益田右衛門介 益田親施は文化3・7・28京都で弾正改め右衛門介と改名した。末尾補

註3の六参照。

註2 諸器械為取締 諸器械取り締まりとして。諸器械↓鉄炮、大砲。

註3 繁枝松原教練 元治元年〔1864〕6・6世子定廣は諸軍を率いて小郡の繁枝ヶ原で4日間軍陣そのままの法で兵を仕出し大訓練を行った。

一奉
一 申聞條々

P 48

一 奉

勅懷夷為出馬手当教練申付候条

万端軍中同様相心得専当家の

古法を守り其頭々の下知不可違背事

付縦令雖為凡下の者差図を

請下知を伝るにおいては其旨

一奉
勅懷夷為出馬手当教練申付候条
万端軍中同様相心得専当家の
古法を守り其頭々の下知不可違背事
付縦令雖為凡下の者差図を
請下知を伝るにおいては其旨

付縦令雖為凡下の者差図を
請下知を伝るにおいては其旨

一 謹て可相守事

P 49

謹て可相守事

付陣營の遠近備組の前後

定の場所安に移替間敷事

一 一同貴撰(賤)を始其身緩怠氣随意にして

諸人の不熟を引出す事甚以

所令禁止也各貴賤の分限を顧み

礼法不可乱事

一 一同貴撰(賤)を始其身緩怠氣随意にして
諸人の不熟を引出す事甚以
所令禁止也各貴賤の分限を顧み
礼法不可乱事

付其身の不覚悟を掩ふかため
 持方にことよせ虚病を構へ或は
 私の先例を申立古格を乱り
 終には徒党を結び訴訟等を
 なす事無謂儀なり若心
 得の輩於有之は可処敵科事

一 喧嘩口論堅令停止畢縦令堪

註1 無謂(いわれなき) 正当な理由・根拠がない。不当である。

註2 喧嘩(けんか) 「嘩」の字は口偏に花を書いている。

付其身の不覚悟を掩ふかため
 持方にことよせ虚病を構へ或は
 私の先例を申立古格を乱り
 終には徒党を結び訴訟等を
 なす事無謂儀なり若心
 得の輩於有之は可処敵科事

忍なりかたき事たり共一旦穩便
 の取計いたすにおいては可為忠節事

付負担の者罪可重於本人事

付高声雑談停止の事

一 田嶋を荒し竹木妄に採用すへからざる事
 付馬取放間敷事

一 又者の儀主人主人手堅可申付若違

註3 荷担(かたん) 力を添えて助けること。見方になること。

註4 又者(またもの) 陪臣。又家来(家来の家来)。

犯の輩於有之は其主人可為越(落)度事
右の條々於相背は一廉曲事可申付
者也

元治元年六月五日 御黒印

御黒印

益田右衛門介殿

註1 一廉曲事 一廉(ひとかど、いっかど) ↓ひときわ目立つこと。曲事(まげごと) ↓正しくない事
柄。けしからぬ事。法に背くこと。違法。違法に対する処罰。処分。

年月不詳分

諸御沙汰物写

此已下別冊にして仕出候事

犯し事... (一) 諸御沙汰物写
七條... (一) 諸御沙汰物写
十々

益田右衛門介殿

御黒印

益田右衛門介殿

年月不詳分

諸御沙汰物写

益田右衛門介殿

申聞條々

一 異國船渡來の節防禦手当として
 其方出張申付るの間從
 公儀被 仰出の旨次に当家古法を以
 申付る諸法度能々相心得法令嚴
 重諸事の沙汰可被申付事
 出張の諸士と親疎なく一和せしめ若
 一 親疎なく一和せしめ若
 一 親疎なく一和せしめ若

P 54

申聞條々

一 異國船渡來の節防禦手当として
 其方出張申付るの間從
 公儀被 仰出の旨次に当家古法を以
 申付る諸法度能々相心得法令嚴
 重諸事の沙汰可被申付事
 出張の諸士と親疎なく一和せしめ若

註1 親疎(しんそ) 關係が親しいことと疎いこと。

及戰爭候はば相凶の緩急諸備の進
 退等地理に随ひ時勢に応し其機を
 不失様可有駆引事
 一 防禦に付加褒美或は処罪科輩
 の儀其意趣速に可有言上候万一当
 座難差置者於有之はいか体にも沙汰
 申付追て可有言上事

一 防禦に付加褒美或は処罪科輩
 の儀其意趣速に可有言上候万一当
 座難差置者於有之はいか体にも沙汰
 申付追て可有言上事

以上

右の旨を以可有沙汰者也

御黒印

益田彈正殿

一 銀子二十枚

覚

益田彈正殿

一 証書

益田彈正

大坂御所勤被仰付候付当盆前於于時
一ツ書の通拝領被仰付候事

P 57

益田彈正

右御役所勤被仰付候付当盆前於于時

一ツ書の通拝領被仰付候事

覚

一 平小紋御帷子 一

益田彈正

註1 盆前(ほんまえ) 毎年盆前になると御貸米が出た。

註2 一ツ書(ひとつがき) 簡条を分けて各文章で各項目ごとに、何々として書き分けること。

註3 平小紋(ひらこもん) 細かい文様を散らしたもの。

註4 帷子(かたびら) 裏をつけない布製の衣服の総称。江戸時代には絹のものを単衣とよびわ

けた。

一 平小紋御帷子 一
益田彈正

右御用繁の御時節不容易遂苦勞候
依之 思召を以於尔時拝領被 仰付候事

P 58

右御用繁の御時節不容易遂苦勞候

依之 思召を以於尔時拝領被 仰付候事

四月

右の通書出被仰付候事

掛り役

益田丹下

金子新蔵

山下少輔存之

(完)

右の通書出被仰付候事
掛り役
益田丹下
金子新蔵
山下少輔存之

註1 右の通書出被仰付候事 「右の通り書き出し仰せ付けられ候事」とあるのは、これまでの記録を書き出す様、この三人に掛役を命じられた事を意味する。

註2 益田丹下 益田家老臣、家老、2百石。

註3 金子新蔵 益田家家臣、上士、大組。

註4 山下少輔存之 益田家臣、中士、御手廻組。21石。存之は名前カ、それとも「これを存する」カ。

補註1 長州藩武芸御流儀（慶応2年）

日置流射術

伴派騎射

八条流馬術

人見流馬術

大坪本流馬術

新陰柳生当流劍術

片山流居合劍術（片山伯耆流）

神道無念流劍術

神道一伝流劍術・棒術

会津新影流劍術（愛洲陰流）

浅賀流抜刀腰廻

宝蔵院流十文字槍術

夢想流鍵槍術

妙見自得流槍術

鞍馬流長刀術

孟淵流手裏劍術

専当一心流柔術・杖術

難波一甫流柔術

筒習流砲術

荻野流砲術

隆安流砲術

天山流砲術・筒習流砲術

天山流砲術・円極流砲術

種子島流砲術・天山流砲術

御家流神器陣

補註2 伴派騎射

道雪派とも呼ばれる。大和日置系統（吉田流）の弓道の流派の一つ。
吉田重勝（雪荷）の弟子、伴一安（喜左衛門、号道雪）（元和七年〔1621〕没）を祖とする。道雪はもと建仁寺の下級僧侶で、後に細

川幽斎に出仕した。雪荷は、門下で道雪が最も優れていたもので道統を継がせようとしたが、道雪は固辞し、別一派を立てることを願い許されたという。道雪の子孫は郡山藩に仕えたほか、高槻藩、会津藩、広島藩、熊本藩などにも伝わった。

日本の弓術は主に戦場における徒歩による弓射から発展した「歩射」と、馬上から射る弓射から発展した「騎射」、三十三間堂における通し矢の弓射から発展した「堂射」に分類される。現在では武射と礼射に分ける様になった。武射系は日置流系統の射を指し（含、歩射・堂射）、礼射系は小笠原流で騎射・歩射に儀礼・儀式的なものを加味した射の系統を指す。小笠原流は九百年、日置流は五百年の歴史がある。戦国時代の一時期、没落した小笠原家に代り、日置吉田流一門が宮中で射礼を行った事がある。

弓の引き方を儀礼的に行うことを小笠原流では「礼射」と言うが、日置流では「体配（たいはい）」と呼ぶ。日置流の体配は、簡略な動作から生まれる武士らしい気合の充実が特徴である。小笠原流が騎射を出発点とし、主に見た目の美しさや品位を重視するのに対して、日置流は的中や矢の貫通力に重点を置いた実利的な歩兵用弓術であった。騎射には制止した馬上から矢を放つ場合と、馬を走らせた状態で矢を放つ場合があった。いずれの場合も当初は前方方向への騎射であり、現在の流鏑馬のように左横への騎射は一般的ではなかった。合戦時の騎射以外に、平安時代以降は騎射様式が整理され、流鏑馬・犬追物・笠懸などが成立し、神事・祭礼行事として行われた。鎌倉時代には流鏑馬・犬追物・笠懸は「騎射三物」と称され各地で盛んに行われた。騎射は弓術の中でも最高位のもので、弓が戦場での主戦力でなくなつて以降、泰平の江戸時代に於ても武士の表芸としてその位置付けは変わらなかった。

（出典）

騎射（ウイキペディア）

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E9%A8%8E%E5%B0%84>

日置流

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%97%A5%E7%BD%AE%E6%B5%81>

一 前年の文久二年生麦事件が発生。イギリスは江戸湾の艦隊を増強し強硬姿勢を示したので、砲撃を恐れた横浜始め江戸湾沿岸一帯の住民が避難する騒ぎとなった。江戸城も緊張する中、第14代將軍徳川家茂は文久三年三月四日入洛した。当初10日間の滞在予定であったが、江戸が不穏となり、京都では攘夷決行を迫られ、幕府が延びた。やむなく幕府は四月二十日攘夷決行日を五月十日と回答したが、それでも將軍は東帰出来ず、將軍後見職の一橋慶喜が攘夷の任を帯びて將軍の代わりに江戸へ戻った。しかし、英艦隊による砲撃の危険が迫って居たので、幕府は攘夷どころではなかった。慶喜は辞表を提出した。將軍を江戸に帰すため、老中格小笠原図書頭長行は英公使館に対して独断で賠償金を支払って危機を回避した。しかし、これによって却って將軍は益々窮地に立った。そこで、強硬派幕臣が考えたのが「承久の故事」（京都武力制圧、三上皇流罪）に倣って將軍を救出する事である。小笠原は井上信濃守清直、浅野伊賀守氏祐、山口信濃守直毅、土屋民部正直、向山栄五郎、設楽弾正正寛らと兵千五百を率いて海路卒兵上京した。六月一日全軍が大坂に上陸し、三日淀に達した。これによって漸く朝廷は將軍の帰府を許した。三日將軍は参内し暇乞いの挨拶を行い、十三日順動丸で大坂を出帆、十六日品川に着いた。

二 生麦事件により、京都も危機感が高まった。兵庫警衛中の長州藩は將軍が東帰してもぬかりなく京都警衛を強化すべしとして、親兵貢献を上書提案した。しかし、長州一藩では実施不能のため諸藩が一万石当り一名の兵を朝廷に貢進する様献策した。幕府はこれを受け三月十八日諸藩に令した。長州藩は三七名の兵（本藩21、長府5、徳山4、岩国6、清末1）を派遣する事となり、その年間経費として米三百三十石、金二二二〇両を朝廷へ献上する事にした。（防長回天史第三編四）

三 三月十一日の加茂下上社への行幸に続いて、世子は浦鞠負に命じて天皇の男山行幸を朝廷に建議した。外夷親征・攘夷祈願によって

天下の志気を高め、京都防衛を強化する為である。その結果、天皇は四月十一日石清水に行幸した。

四 長州藩は攘夷期限の五月十日、馬関（下関）で外国艦を砲撃し、攘夷を実行した。幕府はその軽挙を咎め軍艦で詰問使を送ってきたが、朝廷は盛んに長州の挙を称揚し慰問使を遣わした。

五 五月二十七日、世子は急に萩を發つて馬関へ行った。折しも六月一日、長州藩は馬関で再び米艦を砲撃した。時に京から姉小路公知遭難の知らせがあり、馬関に来ていた中山侍従と会った。世子は三日山口に還る。六月五日馬関戦争があり仏軍艦と前田に戦う。公は宍戸備前、毛利筑前、福原越後を山口に招集し時局を議すと同時に、山口各口の警備を嚴重にした。（防長回天史第三編四156頁）

六 七月十一日、益田弾正、根来上総、村田次郎三郎等は大和親征の建議を貫徹するため、上杉家を訪い、現下の情勢を説明した。この時上杉弾正大弼との同名を憚って、七月二十八日益田弾正は名を右衛門介と改めた。（防長回天史第三編四344頁）

七 長州藩を始め京都の尊攘激派は真木和泉が発案した「五事建策」によって朝廷が攘夷の権を執り、天皇の攘夷親征を図った。朝廷はこれを採納して八月十三日大和行幸・外夷親征を公布。天皇は大和行幸の後、勅を發して関以西は天皇自ら指揮、以東は將軍が担当し攘夷せしめる。幕府が応じないときは討幕の挙に出るといふもの。大和では神武帝の山稜春日社へ攘夷祈願、暫く逗留して軍議の後、伊勢大神宮へ向かう手筈であった。又ご親征となれば、二三年の間のご帰還は覚つかないので、皇太子を立て三種の神器を託した上行幸される様言上した。

元侍従中山忠光（19才）は三月に出奔して山口、下関、久留米などを巡り、侍従職を褫奪されていたが、六月帰京すると八月十四日再び出奔、行幸の先駆として天誅組を率いて大和五条に挙兵した。しかし、八月十八日境町御門の変が起こると尊攘激派は京都から追放され、大和行幸の方針は撤回された。天誅組は孤立して九月末に

は壊滅した。

補註4 先鋒隊

嘉永6〔1853〕年二月十五日、藩士馬廻士以上で気概があり技芸に優れた者を選んで海陸二軍を編成し、先鋒隊と名付けた。文久三年、選鋒隊と改める。精銳隊は選鋒隊の後身。文久三年六月二十八日、赤間関出張大組二組その外より精選の強壯者百人を赤間関に残し置き、赤間関先鋒隊と唱えた。八月十六日、馬関で騎兵隊と私闘（教法寺事件）を起こした。

補註5 キリシタンあらため（古文書用語辞典117頁）

十六世紀半ばに伝来したキリスト教（カトリック）をキリシタン・伴天連宗・南蛮宗などと称したが、本来的にはポルトガル語のキリスト教徒の意で、近世を通じ宗門の意と信者の意に共通して用いられている。当初は吉利支丹と宛字されているが、禁教施策がとられるようになって種々の増悪感をこめた宛字が行われるようになる。

キリシタン関係者の摘発を目的として、一般住民を対象に信者の有無を調査すること。慶長十七年〔1611〕江戸幕府による禁教令発令後、キリシタンの禁制は次第に強化されたが、寛永十年〔1633〕以降の鎖国政策によって、諸種の改めが全国的に制度化された。同十二年前後に一般化したとみられる寺請制や五人組制を利用した組員の相互監視、長崎を中心に九州で実施された踏み絵などがそれである。幕府は寛文四年〔1664〕に直轄領代官・諸大名・寺社に対して、専任の宗門改役を置くなど、摘発体制の整備と領内改めの毎年実施を命じた。

補註6 毛利家祖法（防長回天史第四編上539頁）

元治元年七月十一日、世子八幡社に賽し首途の典を挙ぐ（略儀に従ふ）帰後公世子共に正殿に臨み当役列席し毛利宣次郎・根来上総・浦滋之助を召し清水清太郎をして藩祖元就隆元の軍令を讀告せしむ。其

文に曰く（毛利家にて正式に軍令と称するは此文なり。有事の日にはこれを朗読して諭示するを例とす。他日軍令状一条の問題に關係するを以て茲に其正文を掲ぐ）

條々之事

- 一 動かけ引之儀其日々々々之大将の背下知候て仕候者は可為不忠從何たる高名又遂討死候共忠節に不可立事
 - 一 小敵又は一向敵も不見時ふかく行候て敵少も見へ候へば其時引候以外曲事候於以後左様仕候する者可放被官事
 - 一 敵を追候て出候はん時も分きりを過候て出候はん者は是又面目うしなはせ候はん事從忠候共不可立事
 - 一 事極候てこらへ候はん所を退候はん者をば一番に退足立する者を被官可放事
 - 一 所詮其所の大将次には時之軍奉行申旨をそむき候する者は何たる忠成共忠節に立まじき事
- 右五ヶ條不限此度於以後当家可為法度候神も照覽候へ此前を不可違者也

天文二十二

隆元（判）

九月十一日

元就（判）

右祖宗被定置御簡条於当家万古不易之軍令たり堅可相守者也

元治元

七月十一日

慶親（判）
定廣（判）

以上

十干

木キ 甲 きのえ 兄(え) カツ、コウ、カン
乙 きのと 弟(と) オツ、イツ、オチ

火ヒ 丙 ひのえ 兄(え) ヘイ
丁 ひのと 弟(と) チョウ、テイ、チン、トウ

土ツ 戊 つちのえ 兄(え) ボ
己 つちのと 弟(と) コ、キ

金ガ 庚 かのえ 兄(え) コウ
辛 かのと 弟(と) シン

水ミ 壬 みずのえ 兄(え) ジン、ニン
癸 みずのと 弟(と) キ

巳(み、シ)は上に

巳(すで、のみ、イ)中に置き

巳(おのれ、つちのと、コ、キ)下に置く

巳 イ すで半ば

巳 キ おのれは下につきにけり

巳 シ みはみなつきて イキシとぞ読む

十二支

子 ね シ、ス

丑 うし チユウ

寅 とら イン

卯 う ボウ

辰 たつ シン

巳 み シ

午 うま ゴ

未 ひつじ ミ

申 さる シン

酉 とり ユウ

戌 いぬ ジュツ

亥 い ガイ

類出する文字

御(お、おん、ぎよ)

有之(これあり)可有之(これあるべし)

候(そうろう)

被仰付(おおせつけらる)被仰出(いださる)被仰渡(わたさる)

事(こと)

沙汰(さた)

但御意(ぎよ)書別紙に記之(これをしるす、しるす)

出立、出足(しゅつたつ、しゅつそく)

拝領(はいりょう)

海防陣屋跡

所在地、三浦市南下浦町上宮田字大芝原

弘化四年(一八四七年)徳川幕府が当時異国船渡来に怯えて、急ぎ江戸湾(東京湾)防備に着手した当時、三浦半島の警備を命ぜられた彦根藩主井伊掃部頭直弼が赴任に当り上宮田に三浦郡、鎌倉郡の軍政の本拠をおいたところを海防陣屋と呼びます。浦賀千代ヶ崎、鶴崎、千駄ヶ崎、第山、大浦山、劔崎、安房ヶ崎、荒崎、八王子山(腰越)の九ヶ所に砲台を構築しました。また、三崎の城山と原に陣屋の分営を設けて警備に当たりました。

嘉永六年(一八五三年)に長州藩が交代し、さらに安政五年(一八五八年)には熊本藩にかわり、その後浦賀奉行に移管されました。この十年間にわたって、領地の行政官庁もここにありました。

規模としては、

総面積	九、七八〇坪(三三、二七四 ² m)
建物面積	一、五二五、五坪(五、〇〇一、二 ² m)
建物	三十七棟
警備人員	彦根藩 二、一九八人 長州藩 約九〇〇人 熊本藩 不明

最初に警備に当った彦根藩の頃は、苦しい財政でしたが、長州藩にいたって善政が行われたため、熊本藩と交代の時は、三浦、鎌倉両郡の名主、村役人から留任の願書が出されたほどでした。明治維新の改革に献身した桂小五郎(後の木戸孝允、二十一才の時)や伊藤俊輔(後の伊藤博文、十六才の時)は、この陣屋に勤めていたといつことです。この陣屋に関連のある地名としては、付近に陣屋川、御殿山、鉄砲場、焰硝倉、加賀様の馬小屋などの名が残っています。

三浦市

益田親施年表

作成 西村武正

西暦	年号	政治・経済・社会・文化
1832	天保3年	天保の飢饉始まる (~1836) 天保2年7月三田尻帝判の百姓一揆広がる
1833	天保4年	9月2日 益田親施生れる
1840	天保11年	村田清風 <small>の</small> 改革始まる
1843	天保14年	1月10日 親施馬術他礼式、槍、弓、剣術入門 (10才)
1846	弘化3年	5月より 英、仏、米などの外艦来航 6月15日 親施始めて御目見え (13才)
1847	弘化4年	2月28日 親施元服兼施と称す (14才)
1849	嘉永2年	3月 兄 越中親興死去 (16才) 4月10日 父 玄蕃 (32代) 元宣死去 5月27日 家督相続認められる 6月10日 奥阿武郡惣奉行を仰付らる 6月28日 吉田大次郎 (松陰) へ兵学入門 8月24日 御一字拝領 越中親施と改 9月9日 学的一部 刀一腰 拝領 (文武出精に付)
1850	嘉永3年	弓法、馬術 目録伝授
1851	嘉永4年	7月11日 大組物頭の惣頭役 仰付 (18才) 12月14日 吉田松陰東北地方遊暦の途に上る
1852	嘉永5年	閏2月27日 慶親公北浦御巡見 (須佐へも) ヤジリ 250本拝領 (19才) 28日 御直筆「務窮理而貴果断」拝領 武器庫御覧
	嘉永5年	外船日本各地に来る ロシア、イギリス、アメリカ、フランス、オランダ、など 3月11日 気分相で大頭役御断 (10ヶ月在勤)
1853	嘉永6年	4月15日 婚礼 (毛利蔵主 房頼女) のち離縁 (20才) 6月 米使ペリー-浦賀来航 12月14日 浦賀表御手当御用惣奉行内示
1854	安政元年	1月10日 相模国御備場惣奉行へ出立 (21才) 2月2日 着府 1月ペリー-再来 2月17日 弾正と改 3月22日 黒印頂戴 (惣奉行) 3月23日 暇乞出伺 陣笠 菓子 吸い物 頂戴 3月25日 江戸発 3月26日 相模国 上宮田村陣屋着 3月27日 吉田松陰 金子重輔 下田の米艦に投ぜんとして果さず <u>幕吏に縛されて江戸へ抱送される</u> 3月 日米和親条約 (神奈川条約) 締結 4月15日 吉田松陰江戸伝馬町の獄に投ぜられる 7月27日 郡司覚之進より砲術伝授 8月 日英和親条約締結

1854	安政元年	12月	日露和親条約 締結	
1855	安政2年	1月	江戸出府 宮田陣屋へ往復	(22才)
		3月17日	相模国出立	
		4月20日	帰国	33日かかる
		9月21日	僧月性 須佐浄蓮寺で国防演説をする	
		10月	日仏・日蘭和親条約締結	
1856	安政3年	4月1日	御国職役 (当職、国家老) 仰付	(23才)
		4月24日	御国職役 御黒印頂戴	
			奉役以来 賄賂、請託の弊風を禁じ君子を網羅し野に遺賢無からしむ	
			<u>この年 吉田松陰 (松下村塾を開く)</u>	
		12月17日	両辰丸 (萩最初の洋式軍艦) 進水式、洋学奨励	
1857	安政4年	2月15日	気分相でお役お断り申出	
			病気お尋ね 役差留 峠拝領	
		4月26日	再婚 (山内新右衛門女) 離縁	
		4月28日	三所物 (刀剣の付属品) 銀子拝領	
		11月5日	<u>松下村塾 小屋補修 8畳1室で村塾始まる</u>	
1858	安政5年	3月	<u>松下村塾 10畳半建増しする</u>	
		3月下旬	松下村塾より延 17名が2回にわたり来須、育英館の万香堂 (4月1日帰萩) に滞在共に学び時局を語った	
		4月上旬	須佐育英館より7名が松下村塾へ入門	
		4月29日	帰須 (7名)	
		6月26日	役差替 江戸当役 (江戸家老) 御付	(25才)
			(藩主に常に陪従し職務の処理に当る)	
		6月	日米修好通商条約調印	
		8月1日	吸物、酒頂戴、刀頂戴	
		12月26日	<u>松陰野山獄に入れられる (人心まどわす)</u>	
1859	安政6年	3月5日	御参府の御供にて出立	(26才)
		4月5日	着府	
		5月26日	<u>松陰江戸送りのため萩出発</u>	
		6月24日	江戸着	
		7月9日	<u>取調べを受け伝馬町獄につながれる</u>	
		9月15日	御野合召、御小袴拝領	
			当番手中 高嶋流銃隊を取上げ勉強したので以来盛んになった	
		10月27日	<u>松陰獄中の処刑場で処刑</u>	
			<u>梅田要浜 橋本左内 頼三樹三郎ら死刑</u>	安政の大獄
		12月26日	藩主昇進 (左近衛楼中将) お祝いとして三所物、掛物三幅付袴拝領	
1860	万延元年	2月20日	萩藩で兵制を洋式に改革し歩、騎、砲三兵の教練課程を定む	

1860	万延元年	3月3日	桜田門外の変(井伊直弼死)		
		3月23日	昨年10月江戸城本丸焼失につき、御金納の一件(1万8千両)を滞りなく納金したお祝い 綾十巻拝領 (27才)		
		4月26日	お供にて江戸出発		
		6月11日	帰国		
		6月17日	病気のためお役お断りを申し出る		
		6月27日	敬親公に召出され役を続けるよう仰出 内々で馬拝領		
		12月15日	煤払規式のお祝い、肴拝領		
		12月29日	高嶋流指揮の鞭拝領		
		1861	文久元年	1月18・24日	気分相お尋ね
				3月28日	航海遠略策の藩是を定む
4月4日	南海岸巡見お供				
4月28日	徳地裁判巡見お供				
5月7日	三田尻羅越				
5月11日	帰萩				
5月	敬親 公武合体を献議				
5月28日	羽織、小袴拝領(巡見ご苦労)				
8月2日	西ノ浜 高嶋流訓練御覧 大隊指揮				
9月16日	御参府(江戸)お伴出立 長井雅楽随行				
9月18日	福川駅で敬親公 突然めまいに倒れる				
9月22日	花岡まで進み三家老医師団(青木周弼)等と相談 敬親公は江戸へ上る決意				
11月13日	江戸幕府の中屋敷に到着 長井雅楽に朝廷と幕府の間を斡旋させた				
11月28日	幕使松平豊前守 お出の節 送迎				
12月13日	江戸において乗輿御免				
12月16日	美知姫様(六女)御婚礼の節お輿の役 所勤(清末藩へ)				
12月27日	定広公(藩の世子、後の公爵 毛利元徳) 御昇進(左近衛権少将となる)に付 鈔掛物拝領				
12月30日	新御殿出向の上掛物等拝領				
1862	文久2年			1月9日	精治郎誕生(34代益田精祥男爵)
				2月1日	口宣頂戴の節お手伝い 江戸において定広公より脇差拝領 和宮親子内親王 家茂と結婚
		3月18日	長井雅楽改めて航海遠略策を朝廷に建白		
		4月28日	元徳滞京周施の勅命を拝す		
		5月5日	航海遠略策却下		
		6月6日	お供で江戸発 中津川駅より先越		
		6月30日	京都着		

1862	文久2年	7月2日	徳山藩主 毛利元蕃入京し警護に任ず		
		7月2日	正親町三条殿、中山大納言殿へ敬親公より お口上の趣を以てお使者所勤		
		7月6日	藩議 即事攘夷に決す		
		7月16日	坊城大納言、中山大納言、正親町三条大納言、野宮宰相印 学習院御揃にて敬親公へ御相對の節お供で罷出 御建白の一条済まされ 御挨拶廻勤 内勅を拜す		
		7月27日	敬親公 広橋殿へ御相對の節お供で罷出 (学習院へ)		
		8月2日	定広公 学習院お出の節お供 御用済まされ広橋殿、坊城殿 中山殿、正親町三条殿、野宮殿へお祝廻勤		
		8月	松平容保京都守護職就任		
		9月	朝議攘夷に決定		
		9月	若殿様、若御前様、新(住居)として本屋敷一同御借揚 留守家 内川屋敷(玉江)へ引移		
		10月4日	敬親公 御参内の節 御供にて参内		
		10月13日	先般参内済に付お祝いとして御袍衣、差貫、御烏帽子等拝領		
		12月12日	国事御用として学習院へ召出る		
		12月12日	高杉晋作等品川御殿山、英国公使館を焼打す		
		1863	文久3年	1月3日	定広公 御参内の節 御供で参内 (30才)
				1月17日	敬親公、御参内参議を拜任す
				1月20日	公宣御頂戴の節 伝奏坊城家へ召出
				1月22日	お供にて京都出立
				2月6日	長井雅楽自刃す
				2月12日	帰国 御役直詰を直接蒙る
2月21日	藩政改革				
3月1日	これまでの役を差替られ御国御留守役				
4月17日	領分須佐罷越				
5月2日	帰萩				
5月10日	長州藩外船砲撃開始 第5次6月5日まで				
5月7日	両職月番引請に付 山口罷越				
5月21日	長藩京都境町門警護の朝命を受く				
6月8日	帰萩				
6月18日	山口政事堂を設ける				
6月18日	敬親公益田弾正を京都に差遣す				
6月18日	出殿の上御前にて脇差、陣羽織拝領				
6月18日	定広公より御直筆 御黒印頂戴				
6月19日	山口出立 上京へ				

1863	文久3年	7月18日	攘夷御親征を建議す
		7月28日	京都において改名の仰出 右衛門介と改 今般京都着の上御直書付にあった御趣意筋を以て関白殿下を始め 国事掛りの堂上方へ建白 御親征の一条周施尽力の処恐れ多くも宸断意外にも出され大和行 幸仰出された 誠に以て感激、皇国の為、勉勵この時と取り詰め心力を竭(つく し)た折柄、御親征の一条につき学習院御国係仰付されるとの御 沙汰につき、恐れながら微力を竭し、お手伝い申上候処
		8月18日	天誅組の変(中山忠光卿)大和に挙兵 俄に堺町御門御国御免 一方ならざる騒擾に立至りにつき河原町 邸(長州藩邸)へ馳込みの公卿を守護し、邸内の人数並びに一千 の兵卒を取纏め、清末・岩国二藩一同関白殿下へ罷出たところ、 朝廷より御沙汰の御旨(おむね)があり同勢残らず大仏へ引取り 翌19日朝ここを引揚げた
		8月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・三条実美(27才)・三条西季知(53才) ・朝臣 四条隆晴(36才)・東久世道隆(31才) ・壬生基修(29才) ・錦小路頼徳(27才 下関で病死) ・沢 宣嘉(28才) 生野の変に参戦
		8月21日	兵庫に着く
		8月22日	一手の人数国へ差返し。主従25人微行 兵庫より浪華に至り邸中に潜伏。京都の動静を窺い、恢復の儀な どあったが賊焰(ぞくえん)盛に聞え其上御国の事情心元なく
		9月1日	浪華を出航
		9月8日	山口帰着
		8月26日	四卿(四条、三条西、壬生、錦小路)三田尻着
		8月27日	三卿(三条、東久世、沢)三田尻着
		10月7日	天誅組(中山忠光卿一行)7名来須
		10月9日	早朝 弥富へ送る(庄屋、松井龜之助宅へ)
		10月10日	全柳寺に入る
		10月27日	山口出立 領分帰着
		10月29日	僧侶の姿で出立
			元治元年(1864)11月15日豊浦郡田耕村の山中で保守派の手で暗殺
		11月13日	惣髪 願のように許された
		11月15日	須佐出立
		11月19日	山口着
		12月6日	精治郎嫡子について願の通り許された

1864	元治元年	4月5日	山口出立にて遊撃軍其の外諸隊規則並びに(31才)器械取締のため廻在仰付られる
		4月25日	錦小路頼徳 赤間関にて客死す
		5月8日	山口帰着
		5月8日	馬関において錦小路殿御逝去につき御遺骸御供にて山口湯田(墓所あり)罷り帰る
		6月5日	小郡繁枝松原において教練の節お供に召連られ惣裁仰付られ御黒印 御頂戴
		6月6日	山口帰着
		6月5日	京都池田屋の変 新撰組尊攘志士を襲う7人死 23人捕
		6月11日	山口出立で領分須佐帰着
		6月15日	急速上京の御沙汰 山口より申し来る
		6月16日	福原越後 兵を率いて上京す
		6月26日	国司信濃 兵を率いて上京す
		6月27日	山口へ出る
		7月4日	氷山へ転陣
		7月6日	近々世子公 御進発遊ばされるに付今日氷山出立で上京へ
		7月13日	波華邸着 直ちに淀川を遡り
		7月13日	元徳三条卿等と共に兵を率いて三田尻出帆 途次京都の変に接し引返す
		7月14日	八幡に着す(山城国八幡、男山 山麓六坊に分営)
		7月17日	益田・福原・国司三家老等京都男山八幡宮に会議す 去年8月以来姦物要路に横りその上朝命を蔽塞し御正義を沮撓一方ならず御誣冤(ふえん)蒙られ此上は關下(けっか)の巨奸御除遊ばされずは万々御正義御貫徹の御目途これなくとの御廟議は兼て相心得居候処伏見天龍寺天王山より参謀の面々八幡陣所に来会 世子以前此奸を駆除輩下一洗の議起り渠請により勅軍勢差向候の機相見へ進退相迫り其の場の次第止むを得ず (一小隊を久坂一手に相添)
		7月19日	挙動に及び候処、天運未だ至らず諸勢 空敷(むなしく)敗衄(はいじゃく) 遺恨限りなく此上は世子公、御途中へ駆付け、御軍議の上御指示に従うべきと決議し福原、国司其の外参謀 此地を引上
		7月20日	兵庫着 直に出帆
		7月28日	富海着船
7月27日	武熊誕生		
8月5日	領分須佐へ帰着		

1864	元治元年	8月11日	先般京師の挙動につき思召に相叶ずとの御事にて御役差替られ 徳城へ御預けの御沙汰これ有 須佐出立 徳山罷越幽閉せらる 後、困難愈相迫り随って俗論沸騰
		11月12日	且追討の軍勢差向候折柄終に徳城において自刃を賜う。 時に申子(1864)享年(31歳)32才(数え年) 法諱 高正院大義全明大居士
1865	慶応元年 (元治2年)	2月8日	神祭名 高正大明神
		8月6日	土居山を切開き一社造営す



益田親施肖像画